

第8期

初山別村総合振興計画

2021～2030



= 基本テーマ =

人と自然 結び合いきらめく村 しょさんべつ

ごあいさつ

初山別村では、これまで平成 23 年度に策定した「第 7 期初山別村総合振興計画」に基づき、「量より質」をキーワードに地域力を高め、総合的な振興発展のための施策を積極的に展開してきました。

また、平成 27 年度には人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、「初山別村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

しかしながら、少子高齢化による労働人口の減少や社会保障費の増加、高度情報化や国際化は加速しています。加えて、大規模災害の発生やエネルギー・環境問題など社会情勢は大きく変化してきています。

さらに、世界を震撼させた「新型コロナウイルス感染症」といった新たな脅威に対する備えなど、様々な課題への対応が求められています。

こうした時代の潮流や直面する課題に対応するため、このたび、本村の村づくりの指針となる「第 8 期初山別村総合振興計画」を策定しました。

この計画では、これまでの第 7 期計画を発展的に継承しつつ、村民憲章を尊重したうえで、本村が有する資源や新たな可能性、人や地域のつながりを生かした村づくりを推進するとともに、人口減少対策に重きを置き、「第 2 期初山別村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を重点プロジェクトとして位置付けています。

今後 10 年、第 8 期計画の基本テーマである「人と自然 結び合いきらめく村 しよさんべつ」の実現に向け、村民の皆様をはじめ、各団体、事業者の方々と行政が共通の目的を認識しながら、協働の村づくりをより一層力強く進めて参りたいと考えていますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました村民の皆様、熱心にご議論いただきました策定委員会、村議会をはじめ、関係各位に対しまして、衷心より厚くお礼を申し上げます。

令和 3 年 4 月

初山別村長 宮 本 憲 幸



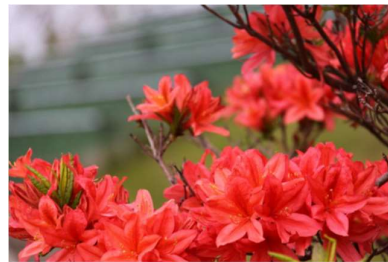
目次

第1部 序論.....	1
第1章 計画策定の基本事項.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の役割.....	3
3 計画の構成・期間.....	4
第2章 計画策定の背景.....	5
1 初山別村の状況.....	5
2 初山別村を取り巻く社会の潮流.....	8
第2部 基本構想.....	13
第1章 基本理念と将来像.....	14
1 村づくりの基本理念.....	14
2 将来像.....	15
3 人口の見通し.....	16
第2章 計画の体系と方針.....	17
1 計画の体系.....	17
2 基本目標ごとの方針.....	18
第3部 基本計画.....	21
第1章 豊かで活力と魅力に満ちたしょさんべつ.....	22
1 農業.....	22
2 林業.....	25
3 水産業.....	27
4 商工業.....	29
5 観光・交流.....	31
第2章 健やかに生き生きと暮らせるしょさんべつ.....	32
1 子育て支援.....	32
2 保健・医療.....	33
3 高齢者支援.....	35
4 障がい者支援.....	37
5 地域福祉.....	38
6 国民健康保険.....	39
第3章 自然にあふれ快適・安全なしょさんべつ.....	40
1 環境保全.....	40
2 ごみ処理等環境衛生.....	41
3 上・下水道.....	42

4 公園・緑地.....	43
5 消防・防災.....	44
6 交通安全・防犯.....	46
第4章 明日への基盤が整う住みやすいしょさんべつ.....	47
1 住宅、定住・移住.....	47
2 道路・公共交通.....	48
3 情報化・技術革新.....	50
第5章 未来を担う人と文化を育むしょさんべつ.....	51
1 学校教育.....	51
2 社会教育.....	53
第6章 みんなで力を合わせてつくるしょさんべつ.....	55
1 住民参画・協働.....	55
2 コミュニティ.....	56
3 男女共同参画.....	57
4 行財政運営.....	58
第4部 重点プロジェクト（第2期初山別村まち・ひと・しごと創生総合戦略）.....	61
第1章 基本的な考え方.....	62
1 総合戦略の位置づけ.....	62
2 総合戦略の計画期間.....	62
3 総合戦略の検証・改善.....	63
第2章 戦略目標と戦略プロジェクト.....	64
1 人口ビジョンにおける目標の設定.....	64
2 戦略目標と戦略プロジェクトの設定.....	65
3 戦略プロジェクトの基本的方向.....	66
第3章 具体的な施策・事業の展開.....	67
1 雇用創出プロジェクト.....	67
2 子育て支援プロジェクト.....	69
3 定住・移住促進、生活環境改善プロジェクト.....	70
資料 主要事業一覧.....	73



村の木「ナナカマド」



村の花「ツツジ」

第 1 部 序論

第1章 計画策定の基本事項

1 計画策定の趣旨

本村では、平成23年度に「第7期初山別村総合振興計画」を策定し、「人がきらめき 安らぎと潤いのあるところ豊かな村」という村づくりの基本テーマを掲げ、「活力ある産業の振興」、「福祉の向上と生活環境の整備促進」、「教育の振興充実」、「住民参画と行財政改革の推進」という4つの基本目標のもと、村民生活のあらゆる分野にわたる施策を着実に推進してきました。

しかし、この間、急速に進行する人口減少・少子高齢化や全国各地における大規模災害の発生、地球規模での深刻な環境の悪化、情報化・国際化のより一層の進展など、本村を取り巻く社会環境は大きく変化してきており、様々な分野において、新たな対応が求められています。

また、村内では、若年層の人口流出に伴う人口減少への対応が大きな課題となっているほか、農業や水産業をはじめとする産業の維持と新たな展開、少子高齢化を踏まえた子育て・保健・医療・福祉環境の充実、安全・安心・快適な生活環境・生活基盤づくり、明日の本村を担う人材の育成などが求められています。

このような社会環境の変化や村の課題に的確に対応しながら、本村の村づくりを村民とともに進め、次の世代に誇りを持ってつないでいくため、今後の村づくりの方向性とその実現に向けた取組みを明らかにすることを目的に、すべての村民にわかりやすい新たな村づくりの指針として、「第8期初山別村総合振興計画」を策定します。

また、平成27年度に「初山別村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組みを進めてきましたが、長期にわたって人口減少の続く本村においては、「将来を見据えた村づくりの重点＝総合戦略（人口減少対策）」と捉え、より効果的かつ効率的な取組みを推進していくため、総合振興計画と第2期総合戦略を一体的に策定することとします。



2 計画の役割

「総合振興計画」は、村づくりのあらゆる分野における行財政運営の基本となる“最上位計画”であり、総合的かつ計画的な行財政運営を進めていくための指針となります。

本計画は、このような位置づけを踏まえ、今後の本村の村づくりの方向性を示すとともに、次のような役割を持つ計画として策定しました。

【計画の役割】

役割1 地域経営を進めるための行財政運営の指針

地方創生の時代にふさわしい、将来にわたって活力と魅力ある初山別村をつくり、持続していく上で、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

役割2 村民みんなの村づくりの共通目標

これからの村づくりの方向性や必要な取組みを村民と行政が共有し、それぞれの個性と能力を一層発揮しながら、様々な分野に積極的に参画・協働していくための共通目標となるものです。

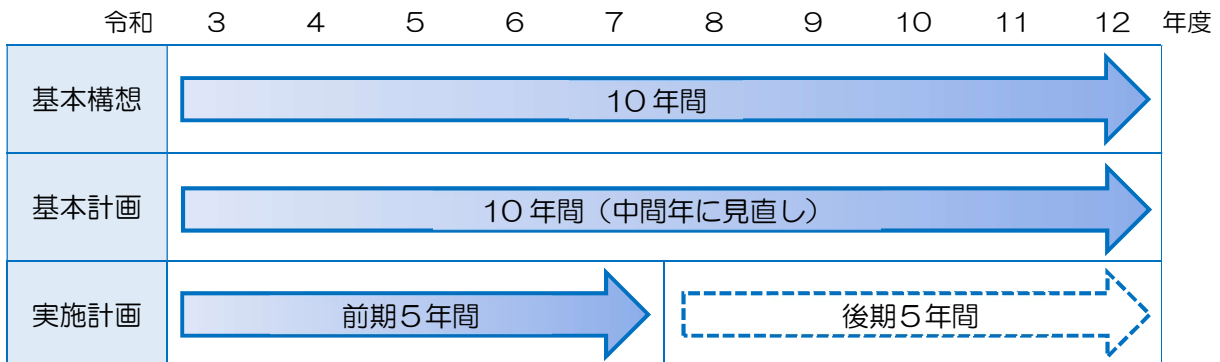
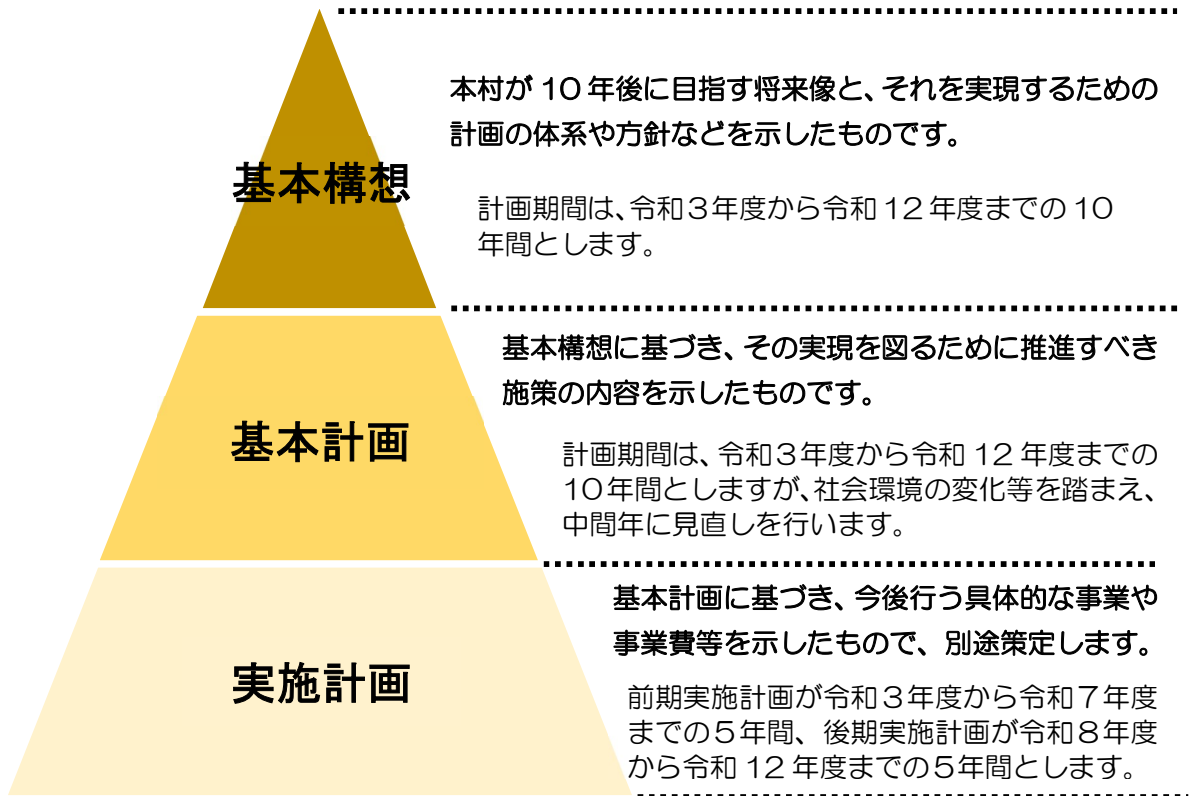
役割3 広域行政に対する連携の基礎

国や北海道、周辺自治体等との広域的な行政に対して、本村の村づくりの方向性を示すとともに、本計画の実現に向けて必要な施策や事業を調整し、反映させていく連携の基礎となるものです。

3 計画の構成・期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成しています。それぞれの構成と期間は、以下のとおりです。

【計画の構成と期間】



第2章 計画策定の背景

1 初山別村の状況

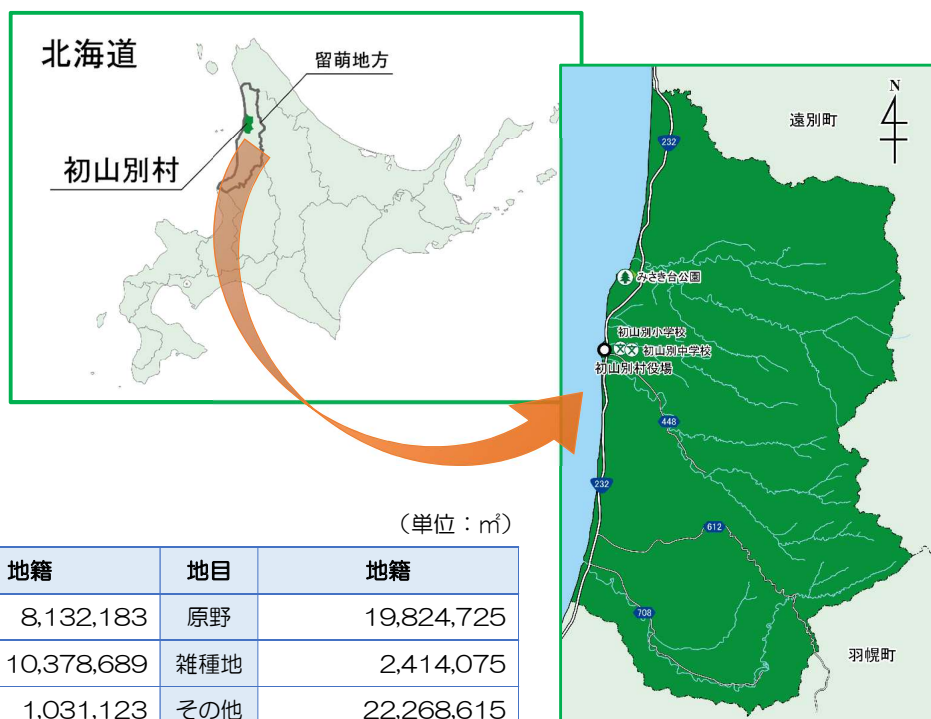
(1) 位置・地勢・気候

本村は、北海道の北西部、留萌地方のほぼ中央に位置し、北と東は遠別町、南は羽幌町に接し、西は日本海に面しています。東西は 15.8 km、南北は 28.7 kmに達し、面積は 279.52km²となっています。

東部背面地帯は、ピッシリ山を主峰とする天塩山系で占められ、200mほどの低山性の丘陵が支脈となって広がっています。この支脈を源流とする初山別川、風連別川、茂築別川などの河川に沿って集落が形成されており、各河川流域が地味肥沃な農耕地として利用されています。

気候は、冬季は湿潤寒冷、夏季は温暖で、春から初夏にかけて乾燥し、晩夏から秋にかけて多雨となっており、高緯度ではあるものの、対馬暖流の影響を受け、冬季と夏季の気温の較差も小さくなっています。しかし、冬季は西高東低の気圧配置に影響され、強い季節風とかなりの降雪がもたらされます。

【初山別村の位置】



(単位：㎡)

地目	地籍	地目	地籍
田	8,132,183	原野	19,824,725
畑	10,378,689	雑種地	2,414,075
宅地	1,031,123	その他	22,268,615
山林	214,569,427		
牧場	901,163	計	279,520,000

資料：令和2年度固定資産概要調書

(2) 人口の推移

① 総人口

本村の人口（平成 27 年国勢調査結果）は、1,217 人となっています。平成 22 年から平成 27 年の5年間で 152 人減少し、増減率は-11.1%となっています。

これまでの増減率をみると、概ね-10%前後での推移となっていることがわかります。

北海道の 179 市町村のうち、平成 22 年から平成 27 年の5年間で人口が増加したのは8市町、減少したのは 171 市町村ですが、本村は、増減率が高い（増加しているか、減少の程度が小さい）方から 151 番目となっています。

また、留萌地方8市町村の中では第6位となっています。

【総人口と増減数・増減率】

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口	1,764 人	1,511 人	1,369 人	1,217 人
増減数	-164 人	-253 人	-142 人	-152 人
増減率	-8.5%	-14.3%	-9.4%	-11.1%

資料：国勢調査

【増減率の留萌地方市町村との比較（減少の程度が小さい順）】

順位	市町村	増減率
第1位	羽幌町	-8.0%
第2位	遠別町	-9.0%
第3位	留萌市	-9.1%
第4位	小平町	-10.3%
第5位	苫前町	-10.7%
第6位	初山別村	-11.1%
第7位	増毛町	-11.4%
第8位	天塩町	-14.2%

資料：平成 27 年国勢調査



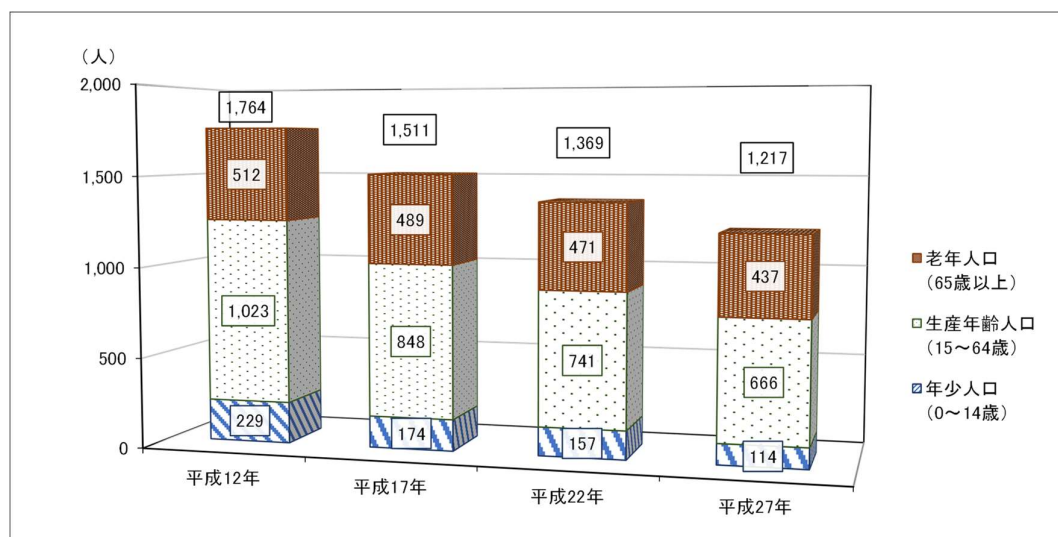
② 年齢3区分別人口

年齢3区分別の人口（平成27年国勢調査）をみると、15歳未満の年少人口は114人、15歳から64歳までの生産年齢人口は666人、65歳以上の老年人口は437人となっています。

それぞれの比率を全国及び北海道と比較すると、年少人口比率（9.4%）は全国平均（12.6%）や北海道平均（11.4%）を下回る一方、老年人口比率（35.9%）は全国平均（26.6%）や北海道平均（29.1%）を大幅に上回り、少子高齢化、特に高齢化が進行し、既に超高齢社会が到来しています。

【年齢3区分別人口の推移】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	1,764人	1,511人	1,369人	1,217人
年少人口	229人	174人	157人	114人
年少人口比率	13.0%	11.5%	11.5%	9.4%
生産年齢人口	1,023人	848人	741人	666人
生産年齢人口比率	58.0%	56.1%	54.1%	54.7%
老年人口	512人	489人	471人	437人
老年人口比率	29.0%	32.4%	34.4%	35.9%



資料：国勢調査

【年齢3区分別人口比率の全国・北海道との比較】

	全国	北海道	初山別村
年少人口比率	12.6%	11.4%	9.4%
生産年齢人口比率	60.7%	59.6%	54.7%
老年人口比率	26.6%	29.1%	35.9%

資料：平成27年国勢調査

注）年齢3区分別人口の構成比率は、年齢不詳を除いた数を分母としている。また、端数処理の関係で、構成比率の合計が100%にならない場合がある。

2 初山別村を取り巻く社会の潮流

地方自治体を取り巻く社会環境は大きく変化しており、これに的確かつ柔軟に対応していくことが求められています。本村の将来像の実現に当たっては、現状を把握することに加え、社会環境の変化、すなわち時代の潮流をしっかりと捉え、先を見据えた村づくりを進める必要があります。

今後の村づくりにおいて、踏まえるべき主な社会環境の変化は、次のとおりです。

(1) 少子高齢化・人口減少の急速な進行

わが国では、令和元年に出生数が初めて90万人を下回って過去最低を記録するなど、少子化がさらに深刻化しつつあるとともに、21世紀に入ってからは、高齢化率も世界一の水準で推移しています。

また、少子高齢化の進行に伴い、総人口は平成20年をピークに減少に転じ、今後も人口減少が継続することが予想されていることから、人口減少対策が大きな課題となっており、その解決を目指して、全国各地で地方創生の取組みの新たな展開が進められています。

このため、長期的に人口の減少傾向が続く本村においても、地方創生の実現に向けた取組みや誰もが活躍できる社会づくりを進めていくことが必要となっています。

(2) 厳しい状況が続く地方の産業・経済

近年、わが国の景気動向は、緩やかな回復が続いているといわれていますが、地方経済への波及は実感に乏しく、地方における産業・経済は、少子高齢化や人口減少とも相まって、依然として厳しい状況が続いています。

農業の国際競争力の強化が求められる中、農林水産業における担い手の減少や高齢化の進行、農地や森林の荒廃等の問題が一層深刻化しているほか、商工業においても、商店数の減少や企業の撤退などの状況がみられ、これらに伴う雇用の場の不足や人口の流出等が大きな問題となっており、産業の再生が重要視されています。

このため、本村においても、こうした状況を十分に踏まえ、農林水産業や商工業の維持・活性化を促す取組みを進めていくことが必要となっています。

(3) 急速に高まる安全・安心への意識

未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降においても、熊本地震や北海道胆振東部地震、西日本豪雨など、全国各地で地震や大雨、火山の噴火等による大規模な自然災害が相次いで発生するとともに、国境を越えた感染症の発生によって日々の生活が脅かされ、自然災害に対する安全性の確保への人々の意識が急速に高まっています。

また、子どもを巻き込む犯罪や事故、悪質商法・特殊詐欺による被害、食の安全をゆるがす問題なども後を絶たず、安全で安心して暮らせる社会づくりが強く求められています。

このため、本村においても、いつ発生するかわからない大地震や豪雨等に備えた防災・減災対策の強化による村全体の強靱化をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取組みを進めていくことが必要となっています。

(4) 環境保全への意識の高まり

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の一層の深刻化、大気汚染や海・河川の水質汚濁をはじめとする国や地域における様々な環境問題の発生等を背景に、国や地域はもとより、一人ひとりが、環境保全やエネルギーの循環に向けた具体的行動を起こすべき時代を迎えています。

このため、本村においても、自然環境の保全やごみのリサイクル、再生可能エネルギーの利活用をはじめ、循環・自然共生を基本とする持続可能な社会の形成に向けた取組みを進めていくことが必要となっています。

(5) 技術革新・グローバル化の進展

わが国では、インターネットの普及などにより、世界中の情報を手軽にかつ瞬時に入手し、自ら情報を世界に発信することができる環境が実現したほか、スマートフォンやタブレットなどの普及により、あらゆる分野で情報通信技術の利活用が進められています。近年は、AIやIoTが身近なものとなるなど、情報技術の飛躍的な発展により、新たな社会（Society5.0）を迎えようとしています。

また、人・物・情報の地球規模での交流がさらに活発化し、あらゆる分野においてグローバル化が進んでいます。

このため、本村においても、地域の活性化や自治体経営の効率化のための重要な社会基盤として、技術革新やグローバル化に積極的に対応していくことが必要となっています。

(6) 教育・スポーツの振興に向けた取組みの進展

わが国では、少子高齢化による社会活力の低下をはじめ、わが国が直面する様々な危機的状況を踏まえ、第3期教育振興基本計画を策定し、「教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの可能性とチャンスを最大化すること」を重視した教育改革に取り組んでいます。

また、スポーツ庁を創設するとともに、第2期スポーツ基本計画を策定し、スポーツ立国の実現に向けた取組みを進めています。

このため、本村においても、こうした動きを踏まえるとともに、地域ならではの教育資源を十分に生かしながら、特色ある教育・スポーツ施策を進めていくことが必要となっています。

(7) 支え合う地域づくりの重要性の高まり

近年、核家族や小人数家族・ひとり暮らし世帯が増えるとともに、価値観の多様化やライフスタイルの変化により、全国的に、地域社会における人と人とのつながりの希薄化や支え合うコミュニティ機能の弱体化が懸念されています。

しかし、少子高齢化が進み、また、全国各地で大規模な自然災害が頻発する中、誰もが地域における役割を持ち、地域で支え合い助け合いながらともに生きていくことの重要性が再認識されてきています。

このため、本村においても、人と人が支え合う社会づくり、コミュニティの維持・活性化に向けた取組みを進めていくことが必要となっています。

(8) 地方の自立と参画・協働のさらなる推進

地方分権・地方創生が新たな段階を迎え、これからの地方自治体には、地域の発展に向けた独自の政策を自ら考え、実行していくことが、これまで以上に強く求められます。そのためには、地域における多様な主体がまちづくりの担い手として、行政に参画・協働することが欠かせない要素となります。

このため、本村においても、村民や村民団体、民間企業等の多様な主体の参画と協働を促していくとともに、自治体経営の一層の効率化を図ることで、将来にわたって自立・持続可能な村づくりを進めていくことが必要となっています。

(9) SDGsに基づく取組みの進展

平成27年に開催された国連サミットにおいて、SDGs（エス・ディー・ジーズ）が採択され、世界各国において、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、貧困や飢餓をなくすことをはじめとする共通目標の達成に向けた取組みが進められています。わが国においても、SDGs推進本部の設置のもと、アクションプランを策定し、総力をあげて取り組んでいます。

本村においても、このような世界や国の動向を踏まえ、共通目標の達成に向けた活動に取り組んでいくことが必要となっています。

● SDGsとは

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（達成目標）、これらの目標達成に向けた進捗状況を図るインディケーター（指標）で構成されています。

地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されており、先進国、発展途上国を問わず、様々な国・地域で既に取組みが始まっています。

【SDGsの17のゴール】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2部 基本構想

第1章 基本理念と将来像

1 村づくりの基本理念

本村は、豊かな自然に恵まれた環境の中で、農林水産業を中心に集落を形成し、生活環境を整え、商工業や教育・福祉をはじめ、様々な施策を行いながら発展を遂げてきました。

先人が幾多の試練をのりこえて築き上げた村は、開基から120年が経過しましたが、これを将来にわたって持続・発展していくためには、村民憲章にうたわれるように、“先人の偉業を尊び、力を合わせて豊かな郷土の未来を築く”ことを村民全員で共有し、本村が有する資源や新たな可能性、人や地域のつながりを生かした村づくりを進めていくことが重要です。

これらを踏まえ、村民の幸せな生活の実現と村政のさらなる発展を目指すため、本計画における4つの基本理念を次のとおり定めます。

I 自然を生かした活力ある村づくり

恵まれた自然を生かした農林水産業の持続的発展と、地域の元気と暮らしを支える商工業・観光の振興を図り、活力に満ちた村づくりを進めます。

II 快適で元気に安心して生活できる村づくり

子どもや高齢者にもやさしい福祉・医療が充実し、生活環境が整い、互いに助け合って、誰もが安全・安心で健康に暮らすことのできる村づくりを進めます。

III ころ豊かにたくましさを育む村づくり

豊かな自然に学び、文化に触れて想像力を養い、健康な汗を流して、強くたくましく時代を切り拓く力を持った人が育つ村づくりを進めます。

IV みんなが主役でみんなが一体となる村づくり

村民が積極的に参画し、村民と行政が一体となるため、行財政の情報や目指すべき方向性を共有し、協働の村づくりを進めます。

2 将来像

将来像は、本村の目指す姿を示すものであり、これからの村づくりの象徴となるものです。本村を取り巻く状況を踏まえ、村づくりの基本理念に基づき、目指す将来像を次のとおり定め、本計画の基本テーマとします。

【将来像】

人と自然 結び合いきらめく村
しょさんべつ

将来像「人と自然 結び合いきらめく村 しょさんべつ」は、本村の特徴である豊かな大自然を大切に、村づくりの様々な分野における取組みにつなげて生かすとともに、規模が小さいからこそできる人と人とのつながりをより強くしていく中で、村民一人ひとりが成長し、自分のフィールドで活躍して夜空の星のようにきらめき、それがつながって村全体が活気にあふれて輝き出すという村づくりへの想いを表しています。

規模が「小さい」からこそできることは、本村の特徴であり、強みといえるものです。それは、「身近な営み・自然」を生かすことや「人のつながり」の強さにつながるもので、現在「それが当たり前」にあることを大事にして、維持し続けることが重要です。これらを基盤にして、将来像「人と自然 結び合いきらめく村 しょさんべつ」を実現するため、村民が一体となって、新たな「初山別ならではの取組み」を進めていきます。

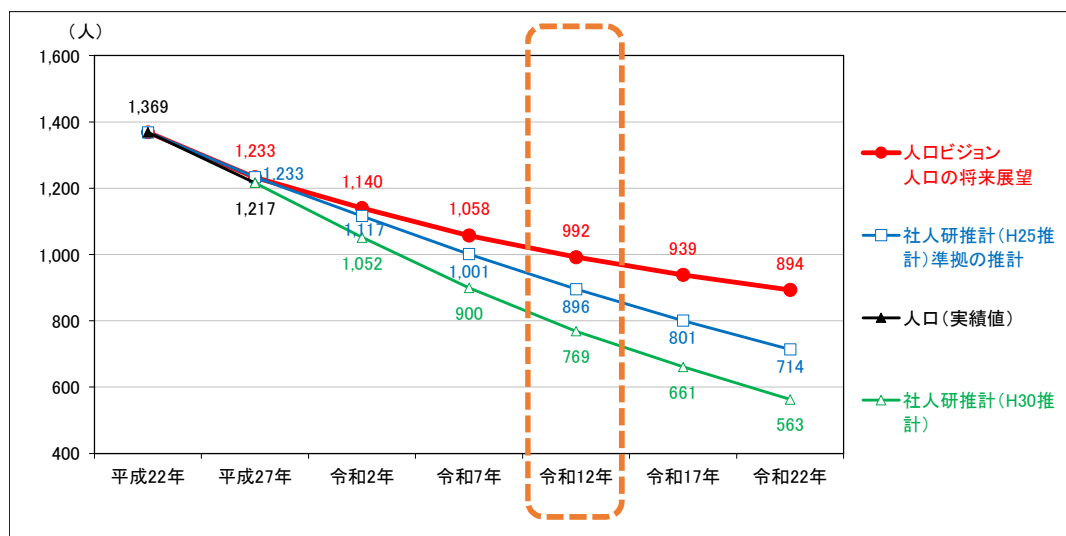
3 人口の見通し

本村の総人口（平成 27 年国勢調査）は 1,217 人で、長期的に人口減少が続いてきています。また、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の人口推計（「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」によると、本計画の目標年度である令和 12 年には、769 人まで減少するとされています。

これを踏まえ、今後も引き続き“住み続けたい”と誇れる村づくりに取り組み、人口減少の抑制につなげていくことにより、本村の令和 12 年の人口は、992 人になることを見込みます。

なお、「初山別村人口ビジョン」では、「2040 年に 894 人」になることを展望しており、本村の令和 12 年の人口の見通しは、その過程の数値を算出したものとなっています。

【人口の見通し】



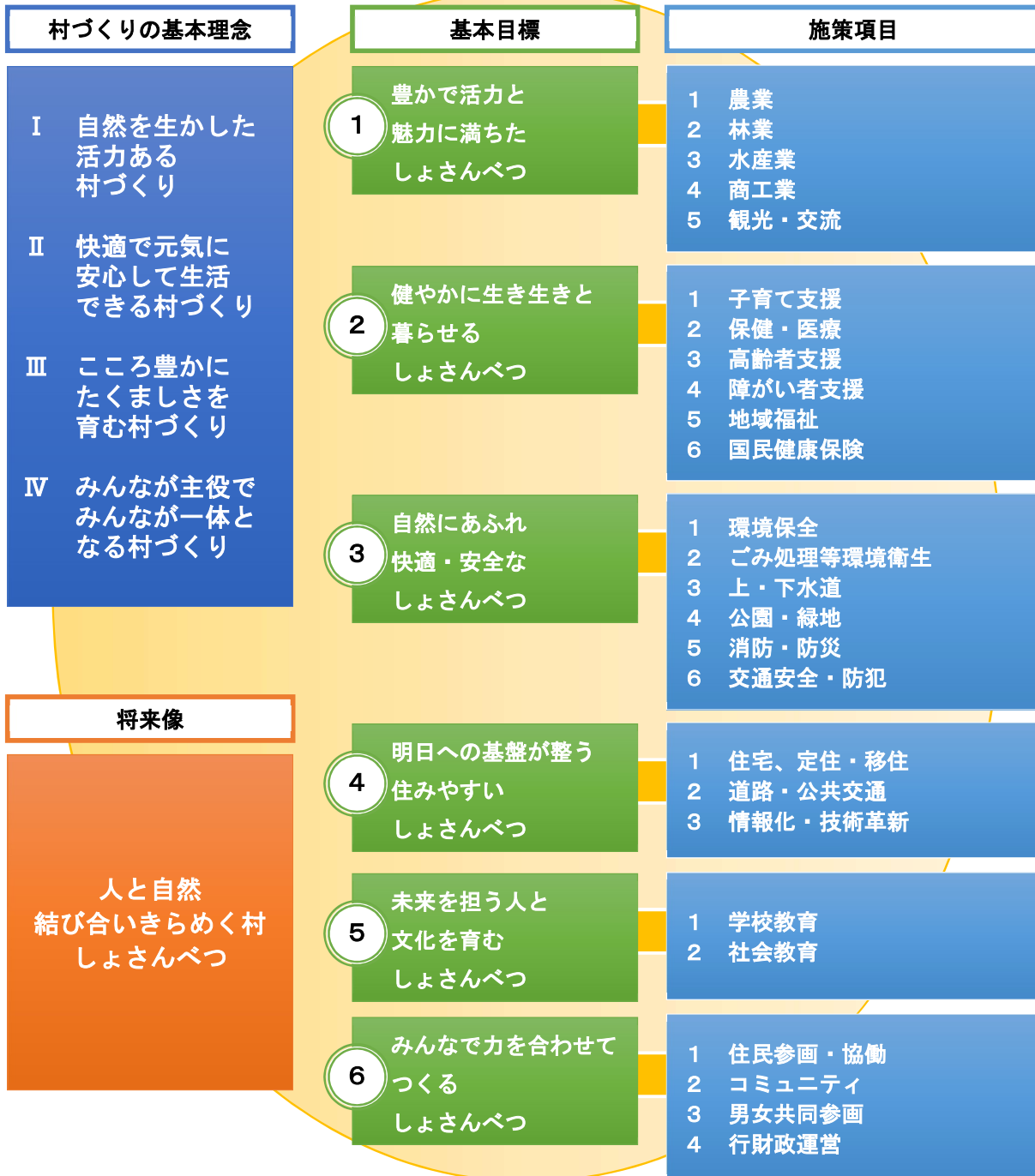
資料：国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」、初山別村人口ビジョン
 注）「人口ビジョン 人口の将来展望」及び「社人研推計（H25 推計）準拠の推計」は、「初山別村人口ビジョン」より取得した値。「初山別村人口ビジョン」は、平成 27 年度に策定し、「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」に基づき令和 22 年までの人口を展望しているため、平成 27 年以降は推計値となっている。

注）「人口（実績値）」は国勢調査結果、「社人研推計（H30 推計）」は社人研の「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」より取得した値。「社人研推計（H30 推計）」は平成 27 年国勢調査結果に、「社人研推計（H25 推計）準拠の推計」は平成 22 年国勢調査結果に基づき、推計が行われたため、推計結果が異なるものとなっている。

第2章 計画の体系と方針

1 計画の体系

将来像の実現に向け、本計画の体系を次のとおり定めます。



2 基本目標ごとの方針

将来像の実現に向けて、新たな村づくりの基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。

1 豊かで活力と魅力に満ちたしょさんべつ

本村の基幹産業である農業の維持と新たな展開に向け、担い手の育成・確保や農業生産基盤の一層の充実をはじめ、多面的な農業振興施策を積極的に推進するとともに、森林の適正管理・整備の促進や木材の利活用の促進に努めます。水産業については、後継者の育成や漁場造成の促進、加工品開発等を進めます。

また、賑わいのある村づくりに向け、商工業経営の安定化を支援していくほか、観光・交流から移住への展開を見据えた観光・交流人口や関係人口の拡大に向け、みさき台公園を中心とした体験型メニューの開発や特産品のPRの強化等により、観光・交流機能の強化に取り組みます。

- 1 農業
- 2 林業
- 3 水産業

- 4 商工業
- 5 観光・交流

2 健やかに生き生きと暮らせるしょさんべつ

若い世代が子どもを産みやすく育てやすい環境づくりを一層進めていくため、村全体で結婚・妊娠・出産・子育てを応援する体制の強化を図るほか、村民一人ひとりが健康で長生きできるよう、村民による自主的な健康づくりの促進をはじめ、きめ細かな保健サービスの提供、診療所の機能の維持・充実を図ります。

また、高齢者や障がい者が生きがいを持ち、住み慣れた土地で安心して暮らし続けることができるよう、介護・福祉サービスの充実を図るとともに、誰もが「我が事」として支え合う地域福祉活動の促進に努めます。

- 1 子育て支援
- 2 保健・医療
- 3 高齢者支援

- 4 障がい者支援
- 5 地域福祉
- 6 国民健康保険

3 自然にあふれ快適・安全なしょさんべつ

村民が住み続けたいと思い、村外の人に移り住んでみたいと思う、美しく快適な生活環境づくりのため、総合的な環境保全対策や、循環型社会の形成に向けた環境衛生対策を進めるほか、上・下水道施設の適正管理、公園・緑地の整備充実を図ります。

また、あらゆる危機に強い安全・安心で強靱な村づくりに向け、全国的に相次ぐ大規模災害の教訓を踏まえた消防・救急体制や防災・減災体制の強化を図るとともに、高齢化の進行をはじめとする近年の環境変化を踏まえた交通安全・防犯対策を推進します。

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 環境保全 | 4 公園・緑地 |
| 2 ごみ処理等環境衛生 | 5 消防・防災 |
| 3 上・下水道 | 6 交通安全・防犯 |

4 明日への基盤が整う住みやすいしょさんべつ

安全・安心な住宅・住環境の確保に向けた取組みを進めるとともに、相談・情報提供体制の充実、空き家の活用などの定住・移住を直接的にサポートする取組みを進めます。

また、村民の利便性と安全性の向上に向け、国道の整備促進や村道の整備・維持管理、路線バスの維持促進や新たな交通体系の構築に努めるほか、村民サービスの向上や行財政運営の効率化、地域活性化につながる、未来を見据えた社会基盤として、さらなる情報化や技術革新の利活用を図ります。

- | | |
|------------|------------|
| 1 住宅、定住・移住 | 3 情報化・技術革新 |
| 2 道路・公共交通 | |

5 未来を担う人と文化を育むしょさんべつ

本村の未来を担う子どもたちが、生きる力を身につけ、心身ともにたくましく成長していくことができるよう、学校設備の整備や学校・地域・家庭が一体となった学校教育環境の充実を図ります。

また、村民が文化・スポーツ活動をとおして生涯にわたって自ら学び続け、生きがいを感じる充実した生活を送ることができるよう、社会教育の環境づくりを進めます。

1 学校教育

2 社会教育

6 みんなで力を合わせてつくるしょさんべつ

多様な主体とともに村づくりを進めるため、村民や村民団体、民間企業等の積極的な参画・協働を促進するとともに、地域住民が支え合い助け合う地域づくりに向け、自主的なコミュニティ活動を支援します。

また、すべての人がお互いを尊重し、ともに生き、ともに活躍できるよう、人権教育・啓発を推進するとともに、男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発や条件整備を進めます。

さらに、将来にわたって持続可能な行財政体制を確立するため、さらなる行財政改革や広域連携による効果的・効率的な村づくりを推進します。

1 住民参画・協働

2 コミュニティ

3 男女共同参画

4 行財政運営

第3部 基本計画

第1章 豊かで活力と魅力に満ちたしょさんべつ

1 農業

現況と課題

本村の農業は、稲作、畑作、酪農の3類型で構成されていますが、農産物の輸入自由化等に起因する農業所得の低迷に加え、農業従事者の高齢化の進行や後継者不足による担い手の減少など、地域農業をめぐる環境は深刻な状況にあります。

水稻は、需要の減退による価格低迷が続いていることから、需要に応じた計画生産と「売れる米づくり」を一層推進するとともに、転作作物の生産性向上や地域特産物の育成、新規作物の導入促進など、効率的で多様な水田農業の展開が求められます。

畑作物は、麦・大豆等自給率向上に資する作物振興を図るとともに、田畑輪換を含めた輪作体系の確立を前提として、需要に応じた品種の選定、品質維持のための収穫・乾燥体系の高度化、消費者ニーズに即した作物の新規導入などの取組みを一層促進することが課題となっています。

酪農は、生産体制の整備等経営の合理化に努めているところですが、1頭当たりの乳量が全道平均を下回っていることから、引き続き生産コストの削減を踏まえた生産性の向上、乳質の改善に向けた取組みが重要です。畜産についても、食肉の輸入拡大・価格の低迷等畜産経営をめぐる状況は厳しいものとなっているため、適切な草地更新や自給飼料の生産拡大等により、今後一層の生産コストの低減と経営体質の強化が求められています。

このような状況に対応するため、今後は、村の農業を支えていく多様な担い手の育成・確保を進め、農業生産基盤や施設・設備の整備・機械化、有害鳥獣対策に努めるとともに、消費者の安全・安心への関心の高まりに対応するための農業生産活動の管理制度の普及を促進する必要があります。

主要施策

(1) 後継者・新規就農者の育成・確保

初山別村地域担い手育成センターを中心に、後継者や新規就農者に対する研修や補助等の支援を行い、担い手の育成・確保を図ります。

また、新規就農フェア等に参加して村の農業をアピールし、新規就農希望者への情報発信を行います。

(2) 法人や集落営農組織の育成

法人や集落営農組織等の育成のため、農業の法人化や法人就農への総合的な支援を行います。

(3) 農業・農村の持つ多面的機能の保全

国の各種事業を活用して農地等の維持・整備に取り組み、農業・農村の持つ多面的機能の保全に努めます。

(4) 用水路の確保等の農業基盤整備の推進

用水路の整備やけい畔除去による区画拡大、暗きょ排水整備など、農業の発展に必要な基盤整備事業を推進します。

(5) スマート農業の推進

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用し、省力化や精密化、高品質生産の実現に向けたスマート農業の推進に努めます。

(6) GAPや畜産HACCPの普及

農業経営の効率化と安全・安心な農作物を求める消費者ニーズに対応するため、GAPや畜産HACCPの普及に努めます。

(7) 酪農・畜産施設の整備

畜産クラスター事業等を活用した機械導入を促進し、生産コストや労働時間の削減に努めます。

また、酪農における乳質改善や乳量の増加のため、必要な草地整備を推進します。

(8) 食育の推進

村の農作物を使用した給食体験などの様々な経験を通じて「食」に関する知識や関心を高めるため、地産地消と食育を推進します。

(9) 有害鳥獣駆除の実施

甚大な農業被害をもたらすシカやクマ、アライグマ等の有害鳥獣について、補助金等の支援を行いながら、猟友会を中心に、駆除に努めます。



【組織形態別経営体数】

(単位：件、人)

実経営体数				世帯員・役員・構成員数		
総数	個人	農事組合	株式会社	実人数	男	女
65	56	4	5	161	101	60

資料：2020年農林業センサス

【経営耕地の状況】

(単位：戸、ha)

総面積	田		畑				樹園地	
	戸数	面積	戸数	面積	うち牧草専用地		戸数	面積
					戸数	面積		
1,713.9	62	781.5	61	929.8	12	681.7	1	2.6

資料：2020年農林業センサス

【家畜飼養戸数】

(単位：戸、頭)

乳用牛		肉用牛	
戸数	頭数	戸数	頭数
5	754	3	495

資料：2020年農林業センサス

【農畜産物生産量・生産額】

(単位：千円)

農作物	品名(もち)	単位	数量	金額	品名	単位	数量	金額	品名	単位	数量	金額
	自主米	俵	22,215	266,583	小麦	t	3,915	36,943	アスパラ	t	0.3	368
	くず米	俵	3,556	23,311	大豆	俵	3,884	16,525	ミニトマト	t	1.8	1,116
	加工用米	俵	0	0	小豆	俵	48	1,520	菜豆	俵	1	29
					南瓜	t	19	1,015	甜菜	t	1,170	11,736
					馬鈴薯	t	7.6	557				
	小計		25,771	289,894	小計			56,560	小計			13,249
								合計				359,703

(単位：千円)

畜産物	品名	単位	数量	金額
	生乳	t	3,500	358,200
	肉牛・素牛	頭	432	162,300
	小計			520,500

(単位：千円)

農畜産物販売高合計
880,203

資料：資料：令和元年度事務概況書ほか

2 林業

現況と課題

森林は、木材等の生産だけでなく、地球温暖化の防止や水資源のかん養、土砂災害防止、生物多様性保全、快適な自然環境の形成、保健・レクリエーションなどの多面的な機能を有しており、村民の生活と深く関わっています。

本村の面積の84%を森林が占めていますが、林業を取り巻く状況は、木材価格の低迷や生産コストの増加等による採算性の悪化や林業従事者の減少、高齢化、後継者不足など、非常に厳しくなっており、計画的な森林整備や林道の整備、森林環境譲与税を活用した私有林等整備事業や木育の推進を図るとともに、「緑と魚と人を呼ぶ森づくり推進協議会」を支援し、村の「みどりづくり」を推進するなど、関係機関が一体となって森林整備を推進する必要があります。

主要施策

(1) 計画的な除伐・間伐等の推進

森林整備計画に沿った計画的な補助事業の活用による除伐・間伐等の実施を推進し、伐採後の確実な植林を支援します。

(2) 植樹の推進

「緑と魚と人を呼ぶ森づくり推進協議会」を中心に、植樹による「みどりづくり」を推進します。

(3) 桜ロードの保存・育成

桜ロードにおける桜の木の継続的な保存・育成を図ります。

(4) 私有林整備等の推進

森林環境譲与税を活用して、私有林等整備事業を実施するとともに、木育の推進を図ります。

(5) 林道の整備

森林資源の適切な維持管理を図るため、林道の改良工事等により、林道機能の回復・向上と安全な通行の確保に努めます。

【森林面積及び蓄積】

(単位：ha、千m³)

区分	森林面積					蓄積		
	計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
森林管理局国有林	12,927	11,031	1,352		544	1,599	549	1,050
道有林	2,604	1,727	815	62		415	221	194
村有林	397	287	97	13		44	17	27
民有林	7,623	4,463	2,746	414		846	478	368
計	23,551	17,508	5,010	489	544	2,904	1,265	1,639

資料：平成 30 年度北海道林業統計



3 水産業

現況と課題

本村の基幹産業の1つである水産業では、北るもい漁業協同組合をはじめとする関係機関・団体と連携しながら、ミズダコやサケを中心とした水揚げや水産加工品の製造が行われています。

しかし、漁業従事者の高齢化や水産物の価格の低迷に伴い、漁業経営は厳しくなってきたとともに、近い将来における後継者不足が懸念される状況となっています。

このため、今後は、漁業後継者や新規漁業就業者に対する支援、漁業経営者の健全経営や漁業協同組合の経営安定のための取組みを充実することに加え、漁港等の水産環境を引き続き整備していく必要があります。

また、稚魚放流等の水産資源増大に向けた取組みを促進することに加え、密漁防止に対する取組みを強化することも求められています。

主要施策

(1) 漁業従事者の育成・確保

関係機関・団体と連携し、漁業後継者や新規漁業就業者に対する研修や支援を行うとともに、漁業フェア等への参加により門戸を広げ、漁業従事者の育成・確保を図ります。

(2) 漁業経営改善の促進

漁業近代化資金借入による設備導入に対する利子補給や漁業の効率化と安全操業のための情報提供を通じて、漁業従事者の経営改善を支援します。

(3) 水産環境整備の促進

漁業者の安全操業や安定経営を図るため、関係機関と連携して、漁港の関連施設の整備を進めるとともに、産卵藻場の造成や漁港の航路・泊地の水深確保対策を促進します。

(4) 水産資源増大の推進

安定した漁獲量を確保するため、稚魚放流等の水産資源増大の取組みに補助を行い、資源管理型漁業の推進に努めます。



【漁獲量・漁獲高】

(単位：t、千円)

魚種名	漁獲量	漁獲高
たこ	266.0	143,100
かれい	2.1	310
ひらめ	18.5	14,495
かすべ	1.9	577
あんこう	0.1	11
ます	0.9	311
いか	1.0	1,879
さけ	106.6	51,942
にしん	252.8	3,862
なまこ	14.9	74,888
ほたて稚貝	123.9	54,639
ほっけ	40.7	2,165
ふぐ	93.1	3,597
かわはぎ	0.3	188
その他	22.5	772
計	945.3	352,736

資料：令和元年度事務概況書ほか

【水産加工数量・販売額】

(単位：t、千円)

品名	数量	販売額
生冷たこ	115.5	105,055
酢たこ	12.8	22,938
煮たこ	18.6	11,362
ふぐ製品	4.2	5,137
酢いか	2.0	6,137
たこ珍味	0.5	3,723
にしん製品	1.6	1,085
ほっけ製品	1.4	1,339
わらすか製品	x	78
その他	3.3	8,427
計	159.9	165,281

資料：令和元年度事務概況書ほか

【仕入販売品（生鮮魚含）】

(単位：t、千円)

品名	数量	販売額
仕入販売品	464.9	46,726

資料：令和元年度事務概況書ほか

4 商工業

現況と課題

本村の商業は、小売業と飲食業が大半を占めており、工業は、概ね第一次産業の加工業によって構成されています。近年の経済情勢の影響もあって経営的に非常に厳しく、また、高齢化による廃業等により事業者が激減している状況です。

このため、今後は、地域住民の生活を支える商店のあり方などに係るソフト事業を念頭に、既存の事業者に対する経営の改善・安定化や働き手の確保のための取組みを進めるとともに、起業等を支援することで、地域経済の活性化を図ることが必要です。併せて、トップシーズンの観光業とタイアップした事業展開の推進を検討していくことが重要となります。

主要施策

(1) 経営改善を図る指導体制強化の支援

村の商工業者の総合的な改善・経営支援等のため、経営改善普及事業に対する補助など、指導を行う商工会の活動に対して支援します。

(2) 起業等の支援

地域商業の振興と経済活性化のため、起業や事業の改善・拡大に係る取組みを支援します。

(3) 中小企業融資の活用と利子軽減対策の推進

村の中小企業の育成と経営合理化を促進するため、融資を行うとともに、その利子や保証料の軽減を行います。

(4) 働き手確保の支援

人口減少に伴う労働力不足を解消するため、繁忙期における働き手の融通をはじめ、働き手確保に対する支援を推進します。

(5) 観光業と連携した事業の検討

地域経済の景気向上を目指し、トップシーズンの観光業とタイアップした事業展開の推進を検討します。

【事業所数・従業者数・年間販売額】

(単位：人、万円)

区分	事業所数	従業者数	年間販売額
飲食料品卸売業	1	9	x
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	1	2	x
織物・衣服・身の回り品小売業	1	1	x
飲食料品小売業	4	14	7,644
その他の小売業	6	25	83,621
無店舗小売業	1	1	x
総数	14	52	91,265

資料：平成 26 年商業統計調査

【工業所数・従業者数・製造品出荷額】

(単位：人、万円)

区分	工業所数	従業者数	製造品出荷額
食料品製造業	1	12	x
木材・木製品製造業	1	10	x
総数	2	22	x

資料：2019 年工業統計調査

5 観光・交流

現況と課題

本村の観光・交流拠点である「みさき台公園」は、全体が道の駅として登録されており、温泉・宿泊施設をはじめ、観光物産館、キャンプ場、天文台などの様々な観光・交流資源を有していて、村民や道内外の観光客など、多くの人が訪れています。

しかし、日本海沿岸に位置する施設であるため、建物等の施設が潮風等による塩害の影響を受けやすく、また、経年劣化が進みつつあります。

このため、みさき台公園内の建物等の施設については、維持補修や大規模改修が必要な時期を迎えつつあります。

また、特産品の開発など、観光と本村の基幹産業である農業・漁業、さらには商業が一体となった事業を行うとともに、観光PR活動を推進することで、初山別村の知名度と観光地としての魅力を向上させることが必要です。

主要施策

(1) 観光・交流拠点の施設整備

「みさき台公園」について、温泉・宿泊機能を持つ「しょさんべつ温泉ホテル岬の湯」やキャンプ場、観光物販機能を持つ「レストハウスともしび」等の施設整備を行います。

(2) 特産品の開発

関係機関・団体と連携して、初山別村ならではの特産品の開発と特産品販売の推進に努めます。

(3) 観光PRの推進

パンフレットやポスター、ホームページなどの多様なメディアを活用し、初山別村の観光地としての魅力をPRして、観光・交流人口の増加を図ります。



第2章 健やかに生き生きと暮らせるしょさんべつ

1 子育て支援

現況と課題

本村では、現在、ふじみへき地保育所（へき地保育所）と家庭保育所エルム（小規模保育事業所）にて保育を実施しており、保育サービスの充実や母子の健康の確保に向けた取組み、子育て世帯への経済的支援など、各種の子育て支援施策を推進してきています。

今後も少子化の傾向が続くことが想定され、子育てに不安や負担感を抱く傾向もみられることから、あらためて村全体で少子化対策、子育て支援に係る施策に力を入れていくことが求められています。

このため、保育内容の充実や預かり事業の充実等により、安心して保護者が就労できる環境づくりを目指すとともに、妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく支援するための体制づくりや妊産婦・乳幼児健診、各種教室の継続実施による保健師と村民のお互いの顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

主要施策

（1）共働き家庭への支援

共働き家庭が安心して暮らせるように、放課後児童クラブの設置など、預かり事業を充実します。

（2）保育内容の充実

保育所間の連携を密にし、保育内容を充実して、子どもの健全な育成を支援します。

（3）幼少期の継続的な支援

子育て世代包括支援センターの設置など、妊娠期から出産、子育てに係る時期にわたって、継続して支援できる体制を確保します。

（4）妊産婦負担の軽減

妊産婦健診に係る費用や通院の交通費を支給し、家庭への負担軽減を図ります。

（5）育児相談支援

育児に関する相談や母親同士の情報交換の場を設け、保健師が身近な存在で気軽に相談できる体制を構築します。



2 保健・医療

現況と課題

本村の診療機関は、初山別・豊岬・有明・共成の4診療所があり、2人の医師の交代制で、初山別診療所以外の3診療所は4週に1回の巡回診療で運営しています。村内の診療所には、専門機器や病床がないため、入院や高度の医療技術を要する患者は、村外の医療機関を利用しています。歯科については、診療所が1つあり、歯科医師1人体制での運営となっています。

今後は、各診療所における診療機器の更新等も控えていることから、診療所運営に支障をきたすことのないよう計画的に機器更新等を進めていくとともに、引き続き医療の提供体制を維持・充実させていくことが必要となります。

また、村民一人ひとりが健全な生活習慣を身につけ、健康づくり活動を主体的に行うことができるよう、各種の保健サービスを提供してきていますが、糖尿病をはじめとする成人の生活習慣病が拡大し、生活習慣の改善が重要な課題になっているほか、国民健康保険医療費が高まっている状況にあります。

このため、特定健診の実施や国保データベース（KDB）の分析などによって地域の特性や生活習慣病予備軍を洗い出し、健康教育や健康指導等、健康寿命の延長のための各種事業を展開していくとともに、受診率が横ばいの特定健診やがん検診について、個別健診の機会を設け、健診を受けやすい体制づくりを進めることが必要です。

主要施策

（1）医療の充実

「かかりつけ医」を持つことの必要性や相談先の周知を進めることにより、重複・頻回受診や時間外受診につながる医療不安の軽減を図ります。

また、診療所の診療機器については、医師との連携を図りながら、計画的な更新を進めます。

（2）健診受診率の向上

健診の必要性に関する認識を高めるために周知を徹底するとともに、個別健診の機会を設け、受診率の向上を図ります。

（3）健康教育・健康指導の実施

健康教育について、既存の減塩教室を充実させるとともに、その他の健康教育や健康指導等の新たな事業の展開を図り、健康寿命の延伸を促進します。

【各種健（検）診受診状況】

(単位：人、%)

種類	受診者数	受診率	
特定健診	88	38.6	
後期高齢者	52	18.1	
がん検診	胃	202	22.7
	肺	212	24.6
	大腸	182	21.1
	子宮	128	22.9
	乳	158	30.7
	前立腺	84	20.8
肝炎ウイルス	25	x	
結核	0	x	
ピロリ菌	19	3.8	
学生ピロリ菌	2	100.0	
頭部MRI	60	x	

資料：令和元年度事務概況書

3 高齢者支援

現況と課題

本村では、令和元年度末時点で、65歳以上の介護保険の第1号被保険者数が447人、要介護認定者数が122人となっており、高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は38.9%となっています。介護保険制度は、施行後20年が経過する中でサービス利用者が年々増加しており、高齢者を支える制度として定着してきています。また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、行政、民間、村民が一体となり、地域全体で支える仕組み（地域包括ケアシステム）づくりの検討を進め、地域の課題や必要な取組みを話し合う住民意見交換会やモデル事業などの実施、ボランティアグループの立ち上げなどにつながり、支援体制の充実が図られてきています。

しかし、サービス利用増加に伴う介護給付費の支出額が増加傾向にあるため、今後は、介護給付費の適正化と事業実績の精査を行い、財政健全化に努めていくとともに、介護予防を柱とした各種施策・事業を着実に推進し、すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる村づくりを進めていく必要があります。

【介護保険特別会計の財政状況】

（単位：千円）

年度	保険給付費 支出額
平成 27 年度	119,985
平成 28 年度	122,489
平成 29 年度	132,904
平成 30 年度	133,998
令和元年度	127,861

資料：令和元年度事務概況書

主要施策

（1）雇用の場の提供

高齢者が生きがいを持って生活できるように、雇用の場を提供するため、高齢者事業団活動に対する支援を行います。

（2）介護・福祉サービスの充実

必要な人に必要なサービスが提供されるよう、介護事業所や訪問介護サブステーションを併設している高齢者生活福祉センターを中心に、介護・福祉サービスの充実を図ります。

(3) 健康寿命の延伸

高齢者が、生涯にわたって介護・支援が必要な状態にならず、元気に暮らせるように、健康寿命の延伸につながる定期的な運動教室の実施や「ふまねっと運動」・「脳トレ」・「調理実習」等の活動を行い、認知症予防と介護予防を図ります。

(4) 活動の拠点づくりの支援

ひとり暮らしや引きこもりがちな高齢者の外出機会を増やし、趣味や気の合う仲間づくりを推進するため、高齢者の地域活動の拠点となる老人クラブの育成や活動に対する支援を行います。

(5) 移動手段の確保

買い物、生活等に必要な移動手段を確保できない要介護者等に移動手段を提供するため、既存の運送サービスの充実と新たな運送サービスの展開を図ります。

(6) 地域包括支援センターを中心とした高齢者支援体制の充実

総合相談や地域支援事業等に取り組む地域包括支援センターを中心として高齢者支援体制を充実し、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

(7) 介護保険制度の健全運営

介護給付費の適正化と事業実績の精査を行い、介護保険制度の健全な財政運営に努めます。



4 障がい者支援

現況と課題

本村では、法制度の動向等を踏まえながら、障がい者に対する相談体制の構築や一般就労への移行支援、障がい児支援の提供体制の整備など、障がい者の自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。また、村内の障害者支援施設「初山別学園」・「風連別学園」を支援しながら、連携して障がい者に対するサービス向上のための取組みを強化しています。

しかし、近年、高齢化の急速な進行とともに、障がい者とその介護者の高齢化が進んでおり、将来の生活に不安を抱えている家庭もみられ、また、障がい者のひとり暮らし世帯が増えることも予想されることから、支援の一層の充実が求められる状況にあります。

このため、今後は、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しなどによる支援推進体制の充実を図りながら、各種支援施策・事業を推進し、障がい者ができる限り自立し、住み慣れた地域で健やかに暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。

主要施策

(1) 支援推進体制の整備

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を3年ごとに見直すとともに、初山別学園・風連別学園等の関係団体と連携しながら、障がい者支援推進体制の整備を図ります。

(2) 障がい児支援の推進

子どもの発達の遅れを早期に発見し、将来への不安を軽減するため、羽幌町の「留萌中部地域子ども発達支援センター にじいろ」と連携して障がい児支援体制を構築し、専門的な支援を推進します。

(3) 重度の障がいを持つ人への支援

重度の障がいを持つ人が自立して自由に公共施設等を利用できるような環境づくりを目指すとともに、日常生活用具の給付や相談体制の整備を行います。

(4) 専門員の人材育成

日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるように、障がい者支援の専門員の人材育成を総合的に推進します。

5 地域福祉

現況と課題

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化等に伴い、全国的に地域における人と人とのつながりの希薄化や支え合い助け合う機能の低下が進んでいます。このような状況の中、ますます複雑化・多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけでなく、地域住民や住民団体等の力を結集し、地域全体で支え合う地域福祉の仕組みづくりを進めていくことが必要不可欠です。

本村では、社会福祉協議会が、村から受託した福祉・介護サービスの提供のほか、各種の福祉活動を行い、地域福祉の中心的役割を担っています。また、民生・児童委員が各地区に配置され、身近な活動を行っています。

しかし、今後、少子高齢化の一層の進行等に伴い、地域における生活課題はますます複雑・多様化し、特に、ひとり暮らし高齢者等の安否確認の重要性が一層高まることが予想されることから、多くの村民の福祉活動への参画・協働を促進し、村ぐるみの地域福祉体制づくりを進めていく必要があります。

主要施策

(1) 社会福祉協議会の活動支援

複雑化・多様化する福祉ニーズに対応するため、福祉の中核機関である社会福祉協議会の活動を支援して、要介護者への支援体制の充実や村民に寄り添ったきめ細やかなサービスを提供できる体制の強化を図ります。

(2) ボランティア団体への支援

各地区での困りごとに対応するため、地域で活動するボランティア団体が意欲的に活動できるように、ささえ愛ネットワークの充実により、相談や情報発信などの支援を行います。

(3) 支え合い助け合う活動の促進

高齢者や障がい者等が孤立せず、健康で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会等と連携し、民生・児童委員やボランティア、地域住民が一体となって身近な地域を単位とした福祉体制づくりを進め、普段から行われている高齢者や子どもへの声かけや見守りを一層強化するなど、支え合い助け合う活動を促進します。

6 国民健康保険

現況と課題

本村における国民健康保険の加入状況は、令和元年度末時点で、加入世帯数が 196 世帯、被保険者数が 313 人で、人口比の加入割合は 27.4%となっており、被保険者数は、5年間で約2割減少しています。平成 30 年度の国民健康保険の医療費は、一般被保険者1人当たり療養諸費の道平均が 401,404 円であるのに対して 556,852 円となっており、道内で最も高くなっています。

国民健康保険の財政運営主体が市町村から道へ移行されたことに伴い、保険給付費を道からの交付金で賄うこととなりましたが、医療費が高額になると、道への納付金が増加する仕組みとなっているため、今後は、これまでよりも医療費の適正化と納付金の適正算定に努めていくことが必要です。

【国民健康保険特別会計の財政状況】

(単位：千円)

年度	保険給付費 支出額
平成 27 年度	218,493
平成 28 年度	214,646
平成 29 年度	152,379
平成 30 年度	156,994
令和元年度	172,001

資料：令和元年度事務概況書

主要施策

(1) 国民健康保険の健全運営

保健事業や特定健康診査・特定保健指導等の生活習慣病対策の強化のほか、適正受診対策を推進し、医療費の適正化に努めます。

また、広報・啓発活動や滞納者対策の推進等により、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。



第3章 自然にあふれ快適・安全なしょさんべつ

1 環境保全

現況と課題

技術進歩や経済活動の拡大とともに日常生活は豊かで便利になりましたが、大量の資源やエネルギーが消費されて自然環境への負荷が増大し、その影響は、地域の環境のみならず、地球規模にまで発展し、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題へと及んでいます。

本村は、西部が日本海に面し、東部の丘陵地帯を中心に緑の森と豊かな田園空間が広がっており、海と緑に包まれた美しく豊かな自然環境・景観を有しています。こうしたかけがえのない自然環境は、私たちの生活基盤をなすものであり、将来の世代に引き継がなければならない貴重な財産と認識することが重要です。

このため、今後とも、自然の恵みを将来にわたって享受できるように、自然との共生を基本として自然環境の保全と適正な利用に努め、環境負荷を減少するとともに、地球温暖化対策を適切に進めていくことが必要です。

主要施策

(1) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設・設備における節電や空調設備の適切な温度管理など、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組みを行い、削減目標の進捗状況を点検しながら、地球温暖化対策を推進します。

(2) 環境保全意識の高揚と活動の促進

広報・啓発活動や環境教育の推進を通じて、村民の環境保全意識の高揚を図りながら、村内一斉清掃などの環境美化運動をはじめ、省資源・省エネルギー運動やアイドリグストップ運動など、村民や事業者の自主的な環境保全活動を促進します。



2 ごみ処理等環境衛生

現況と課題

本村では、一般ごみの収集回数の週1回への増加や小サイズの生ごみ用指定袋の作成など、ごみ収集に係る村民の利便性の向上に努めるとともに、雑がみを資源ごみに追加するなど、ごみの減量化の推進に努めてきました。発生したごみは、羽幌町にある一般廃棄物処理施設「きらりサイクル工房」で処理されており、羽幌町、苫前町とともに行う羽幌町外2町村衛生施設組合の広域事業において分別システムや資源化ルートに乗るように、施設整備を図っています。

今後も、村民や事業者と連携して、ごみの減量化とリサイクル活動を一層促進するとともに、老朽化した処理施設・設備の適切な整備・更新に努める必要があります。

本村におけるし尿の収集は、業務委託した羽幌町の民間事業者によって行われており、処理については、羽幌町公共下水道施設「羽幌浄化センター」を羽幌町、苫前町とともに共同利用していますが、今後も、施設の維持管理や整備について、3町村で協議していく必要があります。

主要施策

(1) ごみの安定的処理の継続

平成14年に開始したきらりサイクル工房において、生ごみ堆肥化施設の老朽化や装置設備の劣化の進行、ごみの埋立最終処分場のひっ迫がみられることから、ごみの安定的処理を継続するため、施設・設備の適切な整備・更新を図ります。

(2) ごみの適正収集とリサイクル活動の促進

広報・啓発活動を推進し、村民のごみ分別の徹底と自発的なリサイクル活動を促進することにより、ごみの適正な収集と減量化・資源化を推進します。

(3) し尿の適正処理

引き続きし尿の適正な収集に努めるとともに、3町村で協議しながら、羽幌浄化センターの維持管理に努めます。

【ごみ収集状況】

(単位：t)

収集物								計
生	一般	破砕	資源	危険	可燃性容器	粗大	廃食用油	
50.4	108.4	15.4	109.8	0.6	0.5	5.8	0.6	291.5

資料：令和元年度事務概況書

3 上・下水道

現況と課題

本村の水道施設は、簡易水道施設2か所、飲料水供給施設1か所があり、給水人口が1,116人、普及率が99.2%となっており、水道水の需要は、観光施設や下水道の整備による水洗化の普及等によって、一時は増加傾向にありましたが、近年は、人口減少に伴い、やや減少傾向にあります。水道施設における統合整備事業及び一部の基幹改良事業が完了したことから、今後は、水道施設台帳の整備を行い、アセットマネジメント（資産管理）の実施と維持管理及び耐用年数を越えた施設の中長期的な更新計画の作成により、安全で安定した飲料水の計画的な供給を図る必要があります。

汚水処理については、農業集落排水事業や個別排水処理施設整備事業（合併処理浄化槽の設置）によって施設整備を進めてきました。農業集落排水施設については、機械・電気設備が更新時期を超過していることから、機能保全の持続化を図るため、更新工事を実施する必要があります。農業集落排水事業区域以外の区域については、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水を原因とする地域水質の汚濁や悪臭の発生を抑制し、生活環境の改善を図ることが必要です。

また、全体の経営状況を的確に把握して経営基盤の強化等に取り組み、必要な上・下水道サービスを将来にわたって安定的に提供するため、簡易水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計を公営企業会計適用へ移行することが求められます。

主要施策

（1）水道施設の管理・整備

水道施設台帳の整備、アセットマネジメント（資産管理）の実施、施設の中長期的な更新計画の策定を図り、施設の適正な把握による老朽化等に起因する事故防止、管路等の事故への迅速な対応など、水道施設の適正な管理と計画的な整備を推進します。

（2）農業集落排水施設の適正な維持管理

農業集落排水施設について、適正な維持管理を図るとともに、機能確保のための施設の更新等に取り組みます。

（3）合併浄化槽の設置促進

地域水質の保全及び生活環境の改善のため、農業集落排水事業区域以外の区域における合併浄化槽の設置を促進します。

（4）公営企業会計適用への移行

持続可能な事業運営のため、簡易水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の公営企業会計適用への移行を図ります。

4 公園・緑地

現況と課題

公園・緑地は、暮らしに身近な公共空間として、村民のいこいの場、観光・交流・スポーツの場としての利用はもちろん、災害時の避難場所などの様々な機能を持ち、地域の生活において重要な役割を果たしています。

本村には、みさき台公園、東山樹園、初山別山手公園、有明樹園の4か所の公園が整備されており、村民のいこいの場として、また、観光・交流の場として、多くの人々に利用されています。これらの公園・緑地については、みさき台公園を中心に、関係機関・団体と連携しながら施設・設備の整備を行っていますが、今後は、清掃、芝刈り、草刈り、冬囲いをはじめとする適切な維持管理を継続し、村民や観光客をはじめ、誰もが安心して過ごせる公園環境づくりを進める必要があります。

主要施策

(1) みさき台公園の維持管理

観光・交流拠点であるみさき台公園について、清掃、芝刈り、草刈り、冬囲いをはじめとする適切な維持管理を継続するとともに、利用者の安全を確保するため、遊具の更新やキャンプ場の設備の維持を図ります。

(2) 東山樹園の維持管理

東山樹園について、清掃、芝刈り、草刈り、冬囲いをはじめとする適切な維持管理を継続するとともに、樹園内の設備のあり方を検討し、最適な公園環境づくりを図ります。

(3) 小公園の整備検討

市街地の小公園について、清掃、芝刈り、草刈り、冬囲いをはじめとする適切な維持管理を継続するとともに、今後の幼児・児童数の推移を踏まえながら、各公園内の設備の状況や公園類似施設を含めた総合的な整備について検討します。



5 消防・防災

現況と課題

本村の消防体制は、6人の職員が所属する北留萌消防組合消防署初山別支署が村内に設置されているほか、3個分団60人の消防団員で構成される消防団が組織されており、装備として水槽付消防ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ付水槽車1台、小型動力ポンプ付積載車2台、指令広報車1台、積載車1台が配備され、消火に必要な水利や施設をはじめ救急救助資機材が整備されています。

近年は、火災の発生件数が減少傾向にありますが、気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化、温暖化の影響による火災の発生件数増加や巨大化が危惧されており、また、高齢化・過疎化に伴うひとり暮らしを含む高齢者世帯の増加も懸念事項となっています。

今後も時代に即した効果的な消防活動を展開するため、消防施設・設備・装備等のさらなる充実強化を図るほか、地域や関係機関と連携して、消防団への入団促進による団員の確保、団員の処遇改善、装備・教育訓練の充実等による消防力の強化、高齢者世帯への戸別訪問による住宅防火体制などに取り組み、消防職団員が一丸となって、地域住民の安心・安全の確保を図る必要があります。

また、近年、全国各地で大規模な自然災害が相次いで発生し、防災に対する人々の関心がさらに高まっており、緊急時に備えた防災体制づくりと防災意識の高揚が重要となります。

災害発生時においては、村民自らが行動する「自助」、身近なコミュニティにおいて互いに助け合う「共助」が命を守る重要な要素となるため、自主防災組織設立支援の実施を継続するとともに、避難行動要支援者（災害時の避難に支援が必要な人）に対する支援体制の確立や防災地図の更新、住民に対して災害情報を重層的に「伝える・伝わる仕組み」の構築を検討するとともに、豪雨災害や融雪災害に備えた道路・河川の危険箇所の点検、解消等を進めるなど、被害を最小限に抑えるための取り組みが必要となります。

主要施策

（1）常備消防・救急救助体制の充実強化

消防施設・設備・装備・各種資機材の計画的な更新と維持管理を図り、総合的な消防体制を充実するとともに、AED（自動対外式除細動器）の使用方法などの応急手当の講習・啓発等に積極的に取り組み、関係機関と連携してドクターヘリを含む高規格救急車の迅速かつ適切な要請運用のもと、救急体制の強化を図ります。

（2）消防団の充実強化

各地域の消防体制を維持するため、地域や関係機関と連携して消防団への入団を促

進し、団員の確保を図るほか、教育訓練による技術のスキルアップや処遇のさらなる改善による消防団の充実強化を図ります。

(3) 防火意識の啓発

指定防火対象物（各事業所施設）への立入検査、一般家庭防火訪問での指導、車両広報・広報誌等での啓発活動、村民を対象とした初期消火・通報訓練等により、村民一人ひとりの防火意識の高揚を図るとともに、住宅火災による死傷者を出さないため、住宅用火災警報器（煙感知器）の設置率 100%の実現に取り組みます。

(4) 防災体制の充実強化

村民の生命身体及び財産を災害から守るため、消防団との一体的な連携や隣接消防との応援体制の整備など、関係機関との連絡を密にして情報を共有し、召集・初動体制の充実強化を図ります。

(5) 防災意識の高揚

防災授業の実施によって教育関係者や児童・生徒に対する防災意識を啓発するとともに、自主防災組織の設立と自主防災組織における防災訓練の実施の促進を図り、村民の防災意識の高揚に努めます。

(6) 避難行動要支援者の支援体制の確立の検討

必要に応じて避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、自主防災組織と情報共有して、地域における避難支援体制の確立を検討します。

(7) 防災地図の更新・災害情報の伝達手段の検討

必要に応じて防災地図を更新するとともに、IP告知放送、Jアラート、生活支援システムによるメール配信の継続に加え、広報車の運行など、住民に対して災害情報を重層的に「伝える・伝わる仕組み」の構築に努めます。

(8) 道路・河川の危険箇所の解消

豪雨災害や融雪災害に備え、点検等により危険箇所の把握、解消に努めます。



6 交通安全・防犯

現況と課題

本村では、交通安全推進委員会を主体に、交通安全協会等の各団体が緊密に連携し、村民の交通安全意識の高揚に努めています。令和2年度時点で、村内の交通死亡事故ゼロ日数は2,000日を超えましたが、道内では、依然として毎年多くの死亡事故が発生しており、尊い生命が失われています。

今後は、運転者の高齢化がさらに進むことが予想されることから、悲惨な交通事故の発生を未然に防止するため、近年の交通事故の要因や発生実態を踏まえ、関係機関との連携のもと、各年齢層に応じた交通安全意識の啓発を一層推進していくとともに、危険箇所を把握し、交通安全施設の整備を進めていく必要があります。

一方、近年は、子どもを巻き込む凶悪犯罪の発生、犯罪の広域化等を背景に、全国的に犯罪からの安全性の確保が重視されています。本村では、防犯協会や生活指導連絡協議会と連携して防犯意識の高揚や防犯環境の充実を図り、犯罪の未然防止に努めており、青少年の非行を含め、全般的に犯罪の発生は少ないものとなっています。

しかし、今後、犯罪がさらに複雑・多様化することが見込まれる一方で、高齢者のみの世帯の増加等による犯罪防止機能の低下も懸念されるため、「初山別村明るく住みよいまちづくり条例」を基本に、関係機関と連携して、村民の防犯意識の一層の高揚を図るとともに、地域に密着した防犯体制の充実に努める必要があります。

主要施策

(1) 交通安全施設の整備・充実

村民等からの要望を踏まえ、危険箇所における横断歩道、標識等の設置を要請していくとともに、村道等における交通安全施設の充実に努めます。

(2) 交通安全意識の高揚

関係機関・団体と連携して、交通安全教室等をはじめ、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進するとともに、村民総監視の実施や交通安全旗、啓発物配布等の各種啓発事業を通じて、村民の交通安全意識の一層の高揚を図ります。

(3) 交通安全組織の強化

交通安全体制を充実するため、交通安全推進委員会や交通安全協会等の交通安全組織を支援し、強化を促進します。

(4) 防犯推進組織の強化

防犯体制を充実するため、防犯協会への支援や生活指導連絡協議会との連携を継続し、防犯推進組織の強化を促進します。



第4章 明日への基盤が整う住みやすいしょさんべつ

1 住宅、定住・移住

現況と課題

本村の村営住宅については、平成23年度に公営住宅等長寿命化計画を策定し、安全で快適な住環境の整備を目的に、19棟の改善、1棟の建て替え、耐用年数の超過した2棟の除却を実施したほか、入居者の要望に応じて、毎年内部の壁や床等の修繕を実施しています。しかし、昭和30～40年代に建設された住宅が残るなど、その多くが耐用年数を超過して老朽化が進んでいることを踏まえ、耐用年数の超過していない住宅について、予防保全的な改善を図り、可能な限り長期間有効利用するとともに、今後の人口減少と少子高齢化の進行に伴い、村営住宅の需要の変化に対応した建て替えなどの整備を図る必要があります。

また、本村では、人口減少の抑制に向けた定住・移住促進施策として、空き家バンクの設置による空き家情報の収集と提供に努めているほか、移住体験の実施、定住促進住環境整備支援助成事業によるリフォームや空き家購入に対する補助を行っています。今後も、これらの事業の継続を検討し、村民が「住み続ける」生活環境づくりを進めるとともに、村外からの移住を促進することが必要です。併せて、平成26年度から導入した地域おこし協力隊制度において、令和2年度までに延べ16人を受け入れたうちの2人が定住につながっていることから、今後は、起業補助など定住に関する制度も創設して、地域おこし協力隊制度の移住施策としての活用を検討することが必要となります。

主要施策

(1) 村営住宅の長寿命化等

村営住宅について、公営住宅等長寿命計画に基づき、予防保全的な維持管理や改善、今後の村民ニーズに対応した建て替えを図るとともに、耐用年数を超過した住宅の解体に取り組み、維持管理費の低減を図ります。

(2) 定住化の促進

空き家バンクをはじめとする既存の定住・移住促進事業を充実するとともに、定住・移住希望者や関係人口を掘り起こすための情報発信をはじめ、住宅の整備など、新たな事業の展開を図ります。

(3) 地域おこし協力隊制度の活用

地域おこし協力隊制度が、地域活性化の新たな展開に加え、定住・移住に結びつくようにするため、3年間で定住に向けた基盤をつくり、新たな分野で仕事を開拓することなどにつながる事業の実施を図ります。

2 道路・公共交通

現況と課題

道路や公共交通は、住民生活や産業活動を支えるとともに、災害時には避難や物資輸送等により住民の命を守る重要な社会基盤です。

本村の道路網は、国道 232 号線を骨格に、それに接続する道道 3 路線や村道、農道、林道によって構成されており、これまで、関係機関と連携しながら計画的な道路網の整備を進めてきました。しかし、車両の大型化や村民の高齢化が進む中で、歩道整備をはじめ、安全な道路網の整備や橋梁の長寿命化などとともに、冬季の円滑な交通の確保のため、迅速で効率的な除排雪が必要となっています。

また、本村の公共交通は、民間バス会社による路線バス 1 路線が運行していますが、人口減少や自家用車の保有者の増加に伴い、利用者は減少傾向にあります。

本村では、これまで、路線バスの運行費補助を行い、その維持・確保に努めてきたほか、平成 30 年度からボランティアドライバーによる旅客運送の実証運行を行い、村民ニーズに応えられる新たな地域公共交通の構築について検討してきました。

公共交通機関は、自家用車を持たない高齢者や学生などの交通手段として大きな役割を果たしており、主要施設や金融機関、商店等が初山別地区に集中する本村においては、特に農村部に暮らす高齢者等にとって重要な移動手段であることから、今後ともバス路線の維持・確保に努めるとともに、今後の少子高齢化・人口減少を踏まえた持続可能な地域公共交通を構築することが必要です。

主要施策

(1) 道路整備の推進

基幹的な道路となる国道・道道等の整備を関係機関に要請していくとともに、村の管理する道路について、道路幅員が狭く未改良な箇所改良、老朽化が進む橋梁の予防保全、通学路や避難路における幅員が狭い歩道の整備、大雨時の冠水対策として道路排水の改修など、整備を推進します。

(2) 除排雪体制の充実

冬季の円滑な交通の確保のため、ロータリー除雪車や除雪ドーザーを更新し、除排雪体制の充実を図ります。

(3) 路線バスの維持・確保

路線バスの利用促進に努めるとともに、補助を継続して路線の維持・確保を図り、公共交通機関を確保することで、高齢者等の通院手段に対する不安解消に努めます。

(4) 新たな地域公共交通の構築

自家用車等の移動手段を持たない村民への移動手段の提供や、積極的に人に関わる機会を提供することによる高齢者のフレイル対策への対応を踏まえ、ボランティアドライバーによる旅客運送の実証運行で得られた課題や問題点を検証し、「安定性」・「継続性」・「安全性」に留意した交通空白地域を解消する持続可能な新たな地域公共交通を構築します。

【道路状況（令和2年4月1日現在）】

(単位：km、%)

区分	延長	改良済		舗装済		備考
		延長	率	延長	率	
国道	24.4	24.4	100.0	24.4	100.0	
道道	35.6	24.4	68.5	24.5	68.8	
村道	125.4	94.2	75.1	75.7	60.4	
計	185.4	143.0	77.1	124.6	67.2	

資料：道路台帳



3 情報化・技術革新

現況と課題

近年、スマートフォンやタブレット端末の普及など、情報通信環境が向上し続け、社会生活や経済活動に必要な基盤となっているほか、ロボットやAI、IoTなども生活に身近になってきており、Society5.0といわれる新たな社会を迎えつつあります。

本村においても、平成19年からADSLによる高速・大容量通信が可能となり、平成25年からは光回線が開通したことにより、初山別地区のみではあるものの、超高速ブロードバンドサービスの提供を受けることができるようになりました。令和2年度には、村内の情報通信格差を是正するため、高度無線環境整備推進事業により、全地区への光ファイバ網を整備する契約を事業者と締結しています。

今後は、こうした情報化や技術革新が村民サービスの向上や地域活性化に一層重要な役割を果たすことが予想されることから、時代に即した情報通信基盤の整備を促進し、さらなる情報化に向けた取組みを進めていく必要があります。

また、テレビについて、豊岬地区と初山別地区における光ケーブルの整備が完了しましたが、今後は、それ以外の地区における光ケーブルの整備など、安定的な視聴環境の確保に向けた取組みを推進していくことが必要となっています。

主要施策

(1) 情報通信基盤の整備促進

今後予想される情報通信環境のさらなる進化を踏まえ、時代に即した情報通信基盤の整備を事業者に要請していきます。

(2) テレビの安定的な視聴環境の確保

安定的な視聴環境の確保に向けた施設整備を推進します。

第5章 未来を担う人と文化を育むしょさんべつ

1 学校教育

現況と課題

子どもたちが心身ともにたくましく育ち、明日を担う人材として成長していく上で、学校教育の果たす役割は極めて大きなものとなっています。

本村では、平成26年度の初山別小学校統合により、村内の学校規模の適正化が完了しました。これまで、ハード面では、平成23年度の初山別小学校の新築、令和2年度に完了した初山別中学校の大規模改修などの教育施設の整備を行い、ソフト面では、学校授業の一環としての「ふるさと教育」や家庭教育の一環としての「宿泊研修事業等」の実施を通じた児童・生徒の個性・人間力・情操を養う教育やICT環境の整備、教育の質の向上のための教職員研修などを推進してきました。平成30年度からは、「地域とともにある学校づくり」を目指すコミュニティ・スクールの取組みを開始しています。

今後は、長期的な視点に立ってこれまでの取組みを継続していくとともに、少人数だからこそできる、全員に目の届く水準の高い教育の実践に向け、教育内容や教育環境の充実など、明日を担う人材の育成に向けた総合的な取組みを進めていく必要があります。

主要施策

(1) 人間性と学力の向上

主体的な学びによって柔軟な対応力等が身につく教育の推進、確かな学力の形成による地域全体の学力向上を図るとともに、英語力の向上のため、英語指導の充実を図ります。

(2) 体力向上と地域教育の推進

体力や運動能力の向上を図るとともに、生活習慣の適正化を促進します。

また、情操を養うために「ふるさと教育」を継続的に実施するとともに、地域と連携して、児童・生徒の安全確保に努めます。

(3) 教育環境の整備

学校施設の適正な維持管理に努めるとともに、ICT教育環境の整備を推進します。また、スクールバスの安定的運行を計画的に実施します。

(4) 教職員環境の整備

教職員の負担軽減のため、特別支援教育支援員の配置を継続するとともに、校務支援システムの導入を検討します。

また、教職員住宅の適正戸数の確保と整備を推進します。

【学校の概況】

区分		小学校	中学校
学級数		4	4
児童・生徒数（人）		33	20
教職員数（人）		8	11
校舎	構造	薄板軽量形鋼造	鉄筋コンクリート造
	面積（㎡）	1,512.0	2,168.9
屋内体育館	構造	鉄骨造	鉄骨造
	面積（㎡）	677.0	1,034.7
特別教室	理科	1	1
	音楽	1	1
	図工美術		1
	技術		1
	家庭	1	1
	教育相談室	1	1
	図書室	1	1
	視聴覚室		1
	特別活動	1	1
	コンピュータ	1	
敷地面積（㎡）		29,301.4	
設立年月日		M28.12.1	S22.5.26

資料：令和2年学校基本調査ほか

2 社会教育

現況と課題

近年、科学技術・情報化・国際化のさらなる発達・進展により、老若男女を問わず、気軽に世界中の人々や情報とつながることのできる社会となった一方、地域住民同士のつながりの希薄化、教育活動における現代社会への対応と健全な心身育成の両立、少子高齢化社会への対応、郷土の文化の継続性等の課題は、ますます重要性を増しています。

このため、本村においても、現代社会に対応しつつ、地域の教育資源を十分に生かした多様で質の高い社会教育の提供がより一層求められています。

また、本村には、「自然交流センター」、「しょさんべつ天文台」、「簡易郷土資料館」の社会教育施設や「スポーツセンター」、「地域体育館」、「スポーツ公園」、「村民プール」、「スキー場」の体育施設がありますが、最適な優先順位を図りながら適切な維持管理・更新を継続し、村民の主体的な活動を含む社会教育・社会体育への多様なニーズに応えられる環境を整備する必要があります。

主要施策

(1) 乳幼児・青少年教育

子どもの自発的な学びを促す教育環境の整備を推進するとともに、郷土の自然や地域を生かし、子どもの健全な心身の育成に資する社会教育活動を推進します。

(2) 成人教育

村民同士の交流や学び合いを促進し、多様で豊かな社会教育活動を推進します。また、村民の自発的な社会教育活動に対して、適宜連携や協力を図ります。

(3) 高齢者教育

高齢者の健康づくり・住民交流・生きがいづくりを促進するとともに、社会教育活動における高齢者の経験や能力の活用を図ります。

(4) 文化の振興

村民が村外の多様な文化活動に触れることのできる機会を提供するとともに、村内における文化活動に対して、適切な連携・協力や活動の場の提供を図ります。

(5) 体育の振興

健康づくりや生きがいづくり等を目的とした「生涯スポーツ」の機会を提供します。また、各社会体育施設の適切な維持管理・更新に努めるとともに、適正な運営を図ります。

(6) 社会教育施設の整備

各社会教育施設の適切な維持管理・更新に努めるとともに、適正な運営を図ります。
また、生涯学習施設としての施設利用ニーズを把握し、ニーズに応じた新たな事業を展開することで、施設の利用を促進します。



第6章 みんなで力を合わせてつくるしょさんべつ

1 住民参画・協働

現況と課題

少子高齢化の進行や国際化、情報化の一層の進展などの社会経済情勢の変化に伴い、村民の行政に対する要望も多様化・高度化しており、このような行政課題に迅速・的確に対応し、自立した自治体をつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、住民や住民団体、事業者等と行政とが情報を共有し、役割を分担しながら、協働してまちづくりを進めていくことが重要です。

本村では、広報誌やホームページ、生活支援システムの活用等を通じた広報・広聴活動を行い、村民への情報提供や意見の反映に努めているほか、情報公開条例の制定のもと、情報公開を推進しています。また、自治会行政委員の設置やお茶の間懇談会の開催、審議会や委員会の開催等を通じ、各種行政活動への村民参画を促進しています。

今後は、こうした取組みをさらに発展させ、公正で透明性の高い開かれた村政を目指すとともに、「住民主体」、「情報共有」、「協働」を基本に、村民と行政が一体となって村づくりに取り組めるように、村民が行政に参加しやすい環境の構築を一層推進する必要があります。

主要施策

(1) お茶の間懇談会の開催

広報・広聴活動として、村民の生の声を聞くとともに、情報を共有して村づくりへの関心を高め、協働の村づくりを推進するため、お茶の間懇談会を開催します。

(2) 地域ふれあい担当職員の配置

よりよい村づくりと地域の活性化に向けて、自治会長等との連携を密にして、地域の声を反映するとともに、地区の抱える諸問題を解決するため、地域ふれあい担当職員を配置します。

(3) 情報公開の推進

公正で開かれた村政運営のため、個人情報保護に留意しながら情報公開を推進します。

(4) 住民参画・協働の促進

各種行政計画の策定・見直しに当たっての行政委員・審議会委員の公募や指定管理者制度の活用・民間委託の推進等により、村の政策形成や公共施設の管理・公共サービスの提供等における村民や住民団体、事業者等の参画・協働を促進します。

2 コミュニティ

現況と課題

全国的に身近な地域で支え合う機能の低下やコミュニティの弱体化・崩壊が懸念されていますが、少子高齢化が進み、大規模な自然災害が相次いで発生している昨今、地域でお互いに支え合い助け合うことの重要性が再認識されてきています。

本村では、町内会等の自治会組織が全地域に広がり、その活動は、親睦融和を図るものに限らず、生活環境整備、相互扶助活動、地域行事への参加等、幅広いものとなっています。また、村や関係団体が希望するボランティア活動に率先して協力できる体制も整ってきています。

しかし、活動の中心を担う人の高齢化が進み、後継者づくりが必要な自治会組織もあり、人口減少・少子高齢化の進行、価値観の多様化等が進む中で、将来にわたって持続可能なコミュニティの形成が求められています。

このため、今後も自治会活動の推進や地区会館の維持管理等への支援を継続し、コミュニティの活性化に向けた取組みを積極的に進めていく必要があります。

主要施策

(1) コミュニティ活動への支援

自治会活動の運営や行政協力活動、地区会館の維持管理、環境美化活動、自主防災活動を補助する自治会活動交付金を継続し、自治会を中心としたコミュニティ活動を支援します。

(2) 活動後継者の育成

自治会行政委員との連携を強化し、高齢化の進む自治会における活動後継者の育成を促進します。

(3) 新たなコミュニティの構築

新たなコミュニティの構築のため、「初山別暮らし」に共感する移住者・応援者の増加促進、それに向けた村の魅力の情報発信、交流の場づくりをはじめ、農・漁・商・観光の専門性と村民の「初山別力」を生かした地域運営の展開と知恵の継承機会の創出に努めます。

3 男女共同参画

現況と課題

性別による固定的な役割分担意識から女性の社会参加の進まなかった時代を経て、近年では女性の社会進出に対する理解が得られ、多くの女性が社会で活躍するようになり、男女が、性別に関わりなく対等な立場で、社会のあらゆる分野における活動に参画することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

本村においても、男女共同参画の重要性を踏まえ、意識啓発や審議会委員等への女性の登用を進めてきましたが、いまだ男女間の不平等を感じる人も多く、男女がともに活躍できる環境が十分に整っているとはいえない状況にあります。

今後、少子高齢化の進展など社会情勢の急速な変化に対応していく上でも、女性と男性が互いに尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要となるため、意識啓発や環境整備について引き続き取り組むとともに、様々な活動への男女の積極的な参加と女性リーダーの育成を促す取組みが必要となります。

主要施策

(1) 男女共同参画に関する啓発の推進

広報活動等を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた意識啓発を推進します。

(2) 男女共同参画社会の環境づくり

審議会等への女性の登用、村職員の女性の登用職域の拡大などに努め、政策や方針を決定する場への男女共同参画と女性リーダーの育成を促進するとともに、村主催行事への女性の参画を促進します。



4 行財政運営

現況と課題

地方分権・地方創生も新たな段階に入り、これからの自治体には、自己決定・自己責任のもとに自主的な行財政運営を行う仕組みづくりなど、時代にふさわしい、村民に信頼される行財政システムを構築することが求められています。

本村では、村税等の自主財源に乏しく、財源の多くを地方交付税に依存する状況を踏まえつつ、限られた財源や人材の有効活用を図り、最少の経費で最大の効果をあげるため、財務諸表の作成による将来の世代負担の把握や事務事業・行政サービスの見直しをはじめ、行財政改革を積極的に推進してきました。

しかし、今後は、人口減少や少子高齢化の一層の進行、新型コロナウイルス感染症の影響による経済・雇用環境の悪化をはじめとする社会環境の変化に伴い、行政ニーズがこれまで以上に増大・多様化していく一方で、さらに厳しい財政運営を迫られることが予想されます。また、老朽化する公共施設の維持管理対策や大型の単独事業の実施、近隣町との広域連携事業が計画されており、規模の大きな歳出も想定されることから、将来的な財政事情を見極め、事業効果、必要性、将来への負担等を考慮した上で、真に必要な事務事業を実施するなど、計画的な行財政運営が求められます。

このため、事務事業等の見直しによる村民サービスの充実や職員の人材育成をはじめ、積極的な行政改革を継続して推進していくとともに、自主財源の確保に向けた取組みと行政経費の抑制に向けた取組みを同時並行で進め、将来にわたって持続可能な財政運営を推進していくことが必要となります。

広域行政については、留萌管内市町村における電算、ごみ・し尿処理、葬祭場、消防体制等や、留萌地域総合開発期成会における道路、地域医療の確保等、共通課題解決のための連携が図られ、広域的な対応で効果をあげており、留萌中北部5町村連携協議会（苫前町・羽幌町・初山別村・遠別町・天塩町）や留萌中部地域振興協議会（苫前町・羽幌町・初山別村）における共同研修の実施や関係人口の創出、観光情報の発信などが検討されています。

今後も、自治体の共通課題を効果的・効率的に解決していくため、近隣自治体の類似施設の有効活用や芸能・文化の分担開催なども含む連携・協力体制を構築し、広域行政を推進していくことが必要です。

主要施策

(1) 村民サービスの充実・強化

事務事業や行政サービス等の見直し、行政評価制度導入の検討など、行政改革を積極的に推進し、村民サービスの充実・強化を図ります。

(2) 職員の資質向上

職員研修の充実や人事評価制度の活用等により、地方分権・地方創生の時代を担う職員の意識改革と資質向上を図ります。

(3) 持続可能な財政運営

将来に負担を先送りしない持続可能な財政運営のため、財務諸表の作成による将来の世代負担の把握と財政状況の開示による村民との将来負担に対する意識共有を図るとともに、健全化判断比率等の財政状況を注視しつつ、事務事業の効果の検証を行います。

(4) 公共施設の適正な維持管理

財政負担の軽減や将来を見据えた最適な配置に向け、公共施設等総合管理計画を見直し、それに基づく施設分類ごとの個別施設計画を策定するとともに、更新・大規模改修費用の抑制のため、計画に基づく長寿命化対策を順次実施します。

(5) 納税意識の高揚

広報誌の活用等により税の公平性・重要性をわかりやすく周知し、納税意識の高揚を図り、村税徴収率の向上に努めます。

(6) ふるさと納税の有効活用

ふるさと納税の寄附者の増加に向けた取組みを進め、村づくりの財源として有効活用していくとともに、関係人口の増加につなげていきます。

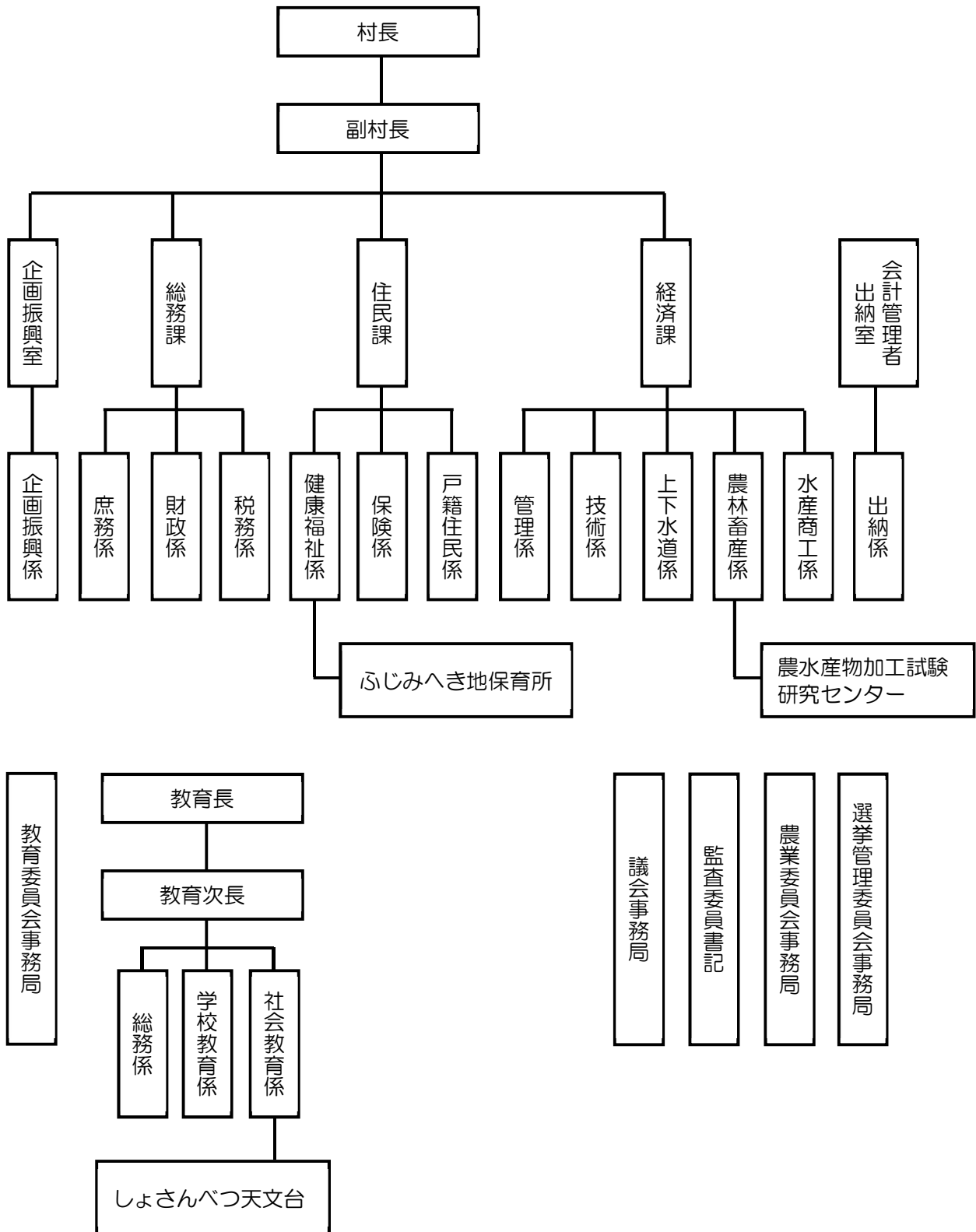
(7) 広域行政の推進

効率的な行財政運営の推進と村民サービスの向上に向け、近隣自治体と連携し、一部事務組合や広域連合等による既存の広域施策・共同事業を効果的に推進します。

また、留萌中部地域振興協議会、留萌中北部5町村連携協議会において、本村の地域課題や特性を見定めつつ、幅広い分野における広域的な取組みを推進します。



【初山別村行政機構（令和2年10月1日現在）】



第4部 重点プロジェクト

(第2期初山別村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第1章 基本的な考え方

1 総合戦略の位置づけ

本村では、平成27年度に「初山別村人口ビジョン」及び「初山別村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これに基づき、人口減少を抑制し、この地で暮らすことに幸せを感じられる村づくりを進め、将来にわたって活力ある初山別村を実現するための取組みを推進してきました。しかし、本村の人口は、依然として減少を続けており、人口減少対策の一層の強化が求められる状況にあります。こうした状況を踏まえ、本村では、「人口減少に歯止めをかけること」を今後の村づくりの最重要課題と捉えています。

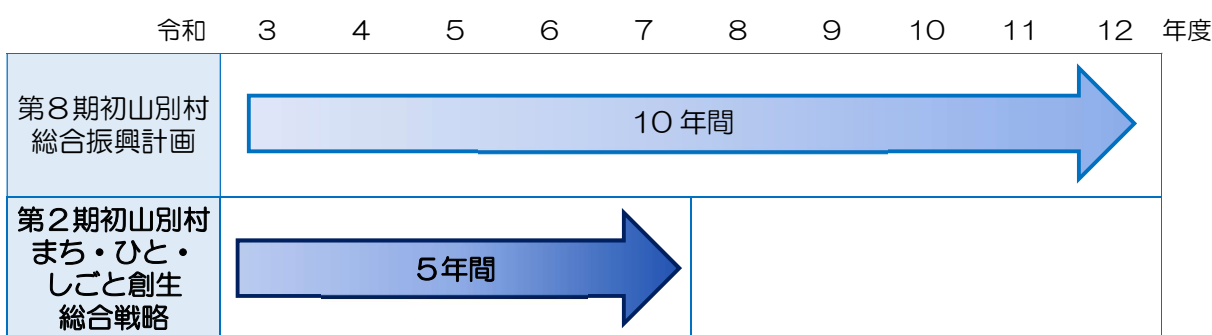
そこで、村をあげて人口減少対策に取り組むための方針として、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、「第2期初山別村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。本戦略は、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則等を踏まえるとともに、北海道の「北海道創生総合戦略」を勘案して策定するものです。

また、本戦略については、「第8期初山別村総合振興計画基本計画」において、人口減少に歯止めをかけるため、特に重点的・戦略的に取り組むべき施策・事業を抽出し、強力に推進する重点プロジェクトとして位置づけます。

2 総合戦略の計画期間

本戦略の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、社会環境の変化、施策の進捗など状況変化により、必要に応じて見直すものとします。

【第2期総合戦略の計画期間（総合振興計画との関係）】



3 総合戦略の検証・改善

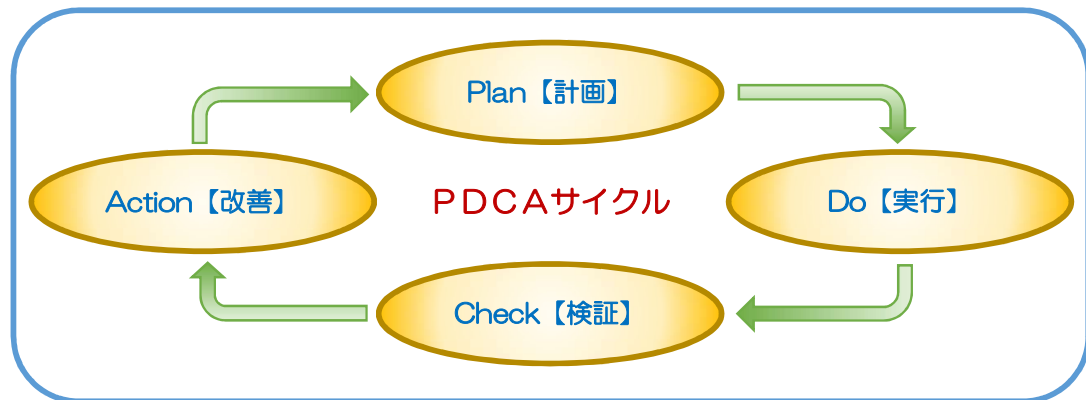
総合戦略は、村民、地域、団体、企業、行政など村全体で共有し、協働して推進する計画であることから、村全体がかかわる体制を構築し、高い実効性を確保することが必要となります。そのため、初山別村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議において、村内の地域、各団体等と連携しながら、推進・検証していくものとしします。

また、本戦略の推進に当たっては、戦略プロジェクトごとに数値目標を設定するとともに、各施策においてKPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）を設定し、検証・改善を図るための仕組みとして、PDCAサイクルを運用します。

PDCAサイクルとは、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のイニシャルをとった事業活動サイクルをいい、総合戦略による村づくりを地域全体の事業として捉え、計画から改善措置までの各検証により、計画の実効性を高めるものです。

PDCAサイクルの運用により、また、社会・経済情勢の変化や村の状況等も十分に考慮しながら、必要に応じて本戦略の見直しを行います。

【PDCAサイクルによるマネジメント】



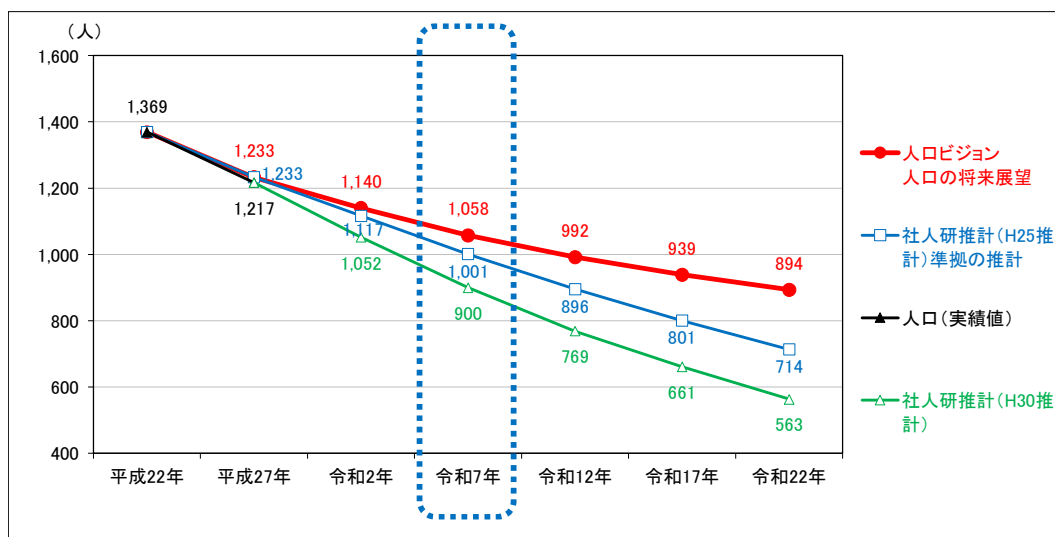
第2章 戦略目標と戦略プロジェクト

1 人口ビジョンにおける目標の設定

社人研による推計において、本村の人口は、今後も大幅に減少し続けることとされている中で、「初山別村人口ビジョン」では、「合計特殊出生率が、2015年に1.30、2020年に1.50、2025年に1.80、2030年以降は2.10まで上昇すること」と「2015年以降、毎年男女20～24歳それぞれ2名（計4名）が新たに転入すること」を目標として設定し、令和22年の人口が894人となることを展望しています。

これに基づき、本戦略に基づく施策・事業を着実に推進していくことにより、「本戦略の計画期間の最終年である令和7年の合計特殊出生率が1.80まで上昇すること」と、「毎年男女20～24歳それぞれ2名（計4名）が新たに転入すること」を本戦略においても目標とし、令和7年の人口が1,058人になることを見込みます。

【人口の見通し】



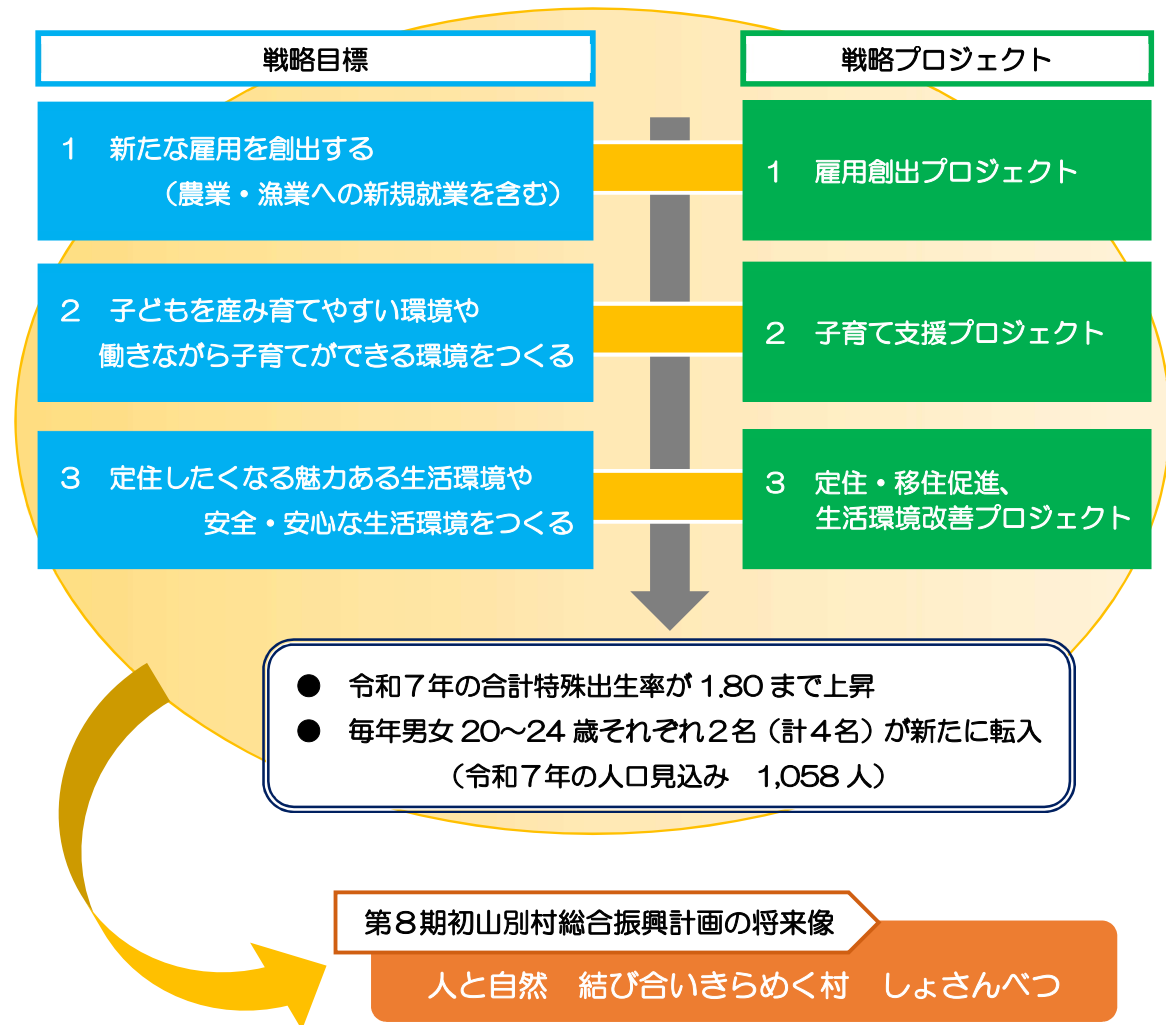
資料：国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」、初山別村人口ビジョン
注）「人口ビジョン 人口の将来展望」及び「社人研推計（H25推計）準拠の推計」は、「初山別村人口ビジョン」より取得した値。「初山別村人口ビジョン」は、平成27年度に策定し、「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」に基づき令和22年までの人口を展望しているため、平成27年以降は推計値となっている。

注）「人口（実績値）」は国勢調査結果、「社人研推計（H30推計）」は社人研の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より取得した値。「社人研推計（H30推計）」は平成27年国勢調査結果に、「社人研推計（H25推計）準拠の推計」は平成22年国勢調査結果に基づき、推計が行われたため、推計結果が異なるものとなっている。

2 戦略目標と戦略プロジェクトの設定

「初山別村人口ビジョン」で設定した目標を達成し、人口減少に歯止めをかけ、本村における地方創生を推進していくため、3つの戦略目標を掲げるとともに、それぞれの戦略目標の実現に向けて、3つの戦略プロジェクトを設定します。

【第2期総合戦略の体系】



3 戦略プロジェクトの基本的方向

各戦略プロジェクトにおける基本的方向は、次のとおりです。

1 雇用創出プロジェクト

都市部を中心に、田舎暮らしを志向する若者などが増えていますが、移住先に安定した働き口のないことが障壁の一つとなっています。本村においても安定した働き口は多くなく、雇用の創出が必要となっています。

その一方で、本村の基幹産業である第一次産業は、高齢化による担い手不足や後継者不足が深刻であり、現在の人手不足への対策を講じつつ、早急に後継者対策を実施する必要があります。また、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決するコミュニティビジネスの育成により、地域課題の解決と地域の活性化を図る必要があります。

このため、後継者対策やコミュニティビジネスの育成などに取り組むことで、新規雇用の創出を図ります。

2 子育て支援プロジェクト

本村では、人口減少に加えて少子化も急速に進行しており、その改善と村の活性化のために、合計特殊出生率の向上を図る必要があります。

このため、出産時の負担軽減、子育てを行う女性の就業支援などに取り組むことで、子どもを産み育てやすく、働きながら子育てができる環境づくりを進め、合計特殊出生率の向上を図ります。

3 定住・移住促進、生活環境改善プロジェクト

村外から本村への移住や村民が引き続き住み続けることを促進するためには、住環境をはじめとして魅力ある生活環境や、安全に安心して暮らし続けることのできる生活環境を整えることが重要となります。

このため、住環境の充実や本村の実情に即した新たな地域公共交通の構築などに取り組むことで、定住したくなる魅力ある生活環境づくりと安全・安心な生活環境づくりを進めます。

第3章 具体的な施策・事業の展開

1 雇用創出プロジェクト

目標

戦略目標	◆新規雇用の創出(農業・漁業への新規就業を含む)	
数値目標	基準値(期間)	目標値(R7)
起業数【累計】	1法人(H27~R元)	1法人
新規雇用者数【累計】	2人(H27~R元)	2人
新規就農研修生【累計】	1人(H27~R元)	2人
新規漁業就業研修生【累計】	—	2人

具体的な施策

(1) 農業後継者対策

概要	後継者不足解消のため、新規就農者(後継者を含む。)支援制度や受け入れ体制等の拡充を図り、新規就農を促進します。		
事業	○新規就農者支援制度の拡充 ○新規就農者受け入れ体制の充実		
	KPI(重要業績評価指標)	基準値(期間)	目標値(R7)
	新規就農研修生【累計】	1人(H27~R元)	2人

(2) 漁業後継者対策

概要	後継者不足解消のため、新規漁業就業者(後継者を含む。)支援制度や受け入れ体制等の拡充を図り、新規就業を促進します。		
事業	○新規漁業就業者支援制度の拡充 ○新規漁業就業者受け入れ体制の充実		
	KPI(重要業績評価指標)	基準値(期間)	目標値(R7)
	新規漁業就業研修生【累計】	—	2人

(3) コミュニティビジネスの育成、起業支援

概要	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決するコミュニティビジネスの育成により、地域課題の解決を図ります。また、産業振興に資する事業所の新規開設を支援し、新規雇用の創出を図ります。		
事業	<input type="checkbox"/> 地域おこし協力隊起業支援事業 <input type="checkbox"/> 起業支援事業 <input type="checkbox"/> 村特産品製造促進事業の拡充		
	KPI (重要業績評価指標)	基準値 (期間)	目標値 (R7)
	コミュニティビジネスの育成による法人の設立及び新規雇用【累計】	1人 (H27~R元) ※H28 法人設立	1人
	産業振興に資する事業所における新規雇用【累計】	—	2人

(4) 村内企業による新規雇用支援

概要	新規に正規従業員を雇用する村内企業又は移住就業者に対して助成金を支給することにより、村内の新規雇用の拡大を図ります。		
事業	<input type="checkbox"/> 若年者雇用促進事業 <input type="checkbox"/> 移住者支援事業		
	KPI (重要業績評価指標)	基準値 (期間)	目標値 (R7)
	村内企業における新規雇用【累計】	1人 (H27~R元)	1人

2 子育て支援プロジェクト

目標

戦略目標	◆子どもを産み育てやすい環境づくり ◆働きながら子育てができる環境づくり	
数値目標	基準値（期間）	目標値（R7）
合計特殊出生率	1.50（H27～R元）	1.80
子育て世代が子育てしやすいと感じる割合	+0.098（*）（H30）	+0.5

（*）子育て世代へのアンケート調査（平成31年3月集計）評点（5段階、0を中庸）の加重平均値

具体的な施策

（1）出産時の負担軽減

概要	村内に出産可能な医療機関がないため、通院に係る交通費を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。		
事業	○妊娠時通院交通費の助成		
	KPI（重要業績評価指標）	基準値（期間）	目標値（R7）
	妊娠時通院交通費に対する助成率	100%（R元）	100%

（2）子育てと仕事の両立支援

概要	働きながら子育てをする女性を支援するため、昼間児童を保育する人がいない家庭を対象に、学校授業終了後に安全適切に過ごす場所を提供します。また、引き続き保育所における待機児童ゼロを継続します。		
事業	○村へき地保育所延長保育の実施 ○家庭的保育所等地域給付費支援の実施 ○放課後児童クラブの実施		
	KPI（重要業績評価指標）	基準値（期間）	目標値（R7）
	放課後児童クラブ利用希望者の待機率	—	0%

3 定住・移住促進、生活環境改善プロジェクト

目標

戦略目標	◆定住したくなる魅力ある生活環境づくり ◆安全・安心な生活環境づくり	
数値目標	基準値（期間）	目標値（R7）
村外からの移住者【累計】	1人（H27～R元）	5人

具体的な施策

（1）交通弱者対策

概要	自家用車を運転できず、かつバス停から遠いなどの理由で公共交通機関を利用できない、いわゆる交通弱者を支援するため、現行の公共交通システムを補完する新たな地域公共交通対策として、事業の「安定性」・「継続性」・「安全性」に留意した制度を構築することで、買い物困難者への機会の提供や、人と積極的に関わる機会を提供することにより高齢者のフレイル対策を推進します。		
事業	○地域公共交通対策事業		
	KPI（重要業績評価指標）	基準値（期間）	目標値（R7）
	交通空白地有償運送利用者数	—	500人／年

（2）住環境の充実

概要	住み慣れた地域で暮らし続けたいと思う人や新たに村に住もうとする人のため、空き家等の情報提供、持ち家（空き家）の購入・改修に対する助成、高齢者の生活へのサポートを行うなど、住環境の整備と生活の支援を行います。また、移住を促進する上で不可欠である情報通信環境の整備として、村内すべての地域で光通信網の整備を行います。		
事業	○新たな住環境整備促進助成事業の創設 ○住宅整備資金貸付事業（継続） ○空き家バンク ○高度無線環境整備推進事業		
	KPI（重要業績評価指標）	基準値（期間）	目標値（R7）
	住宅整備資金貸付事業利用件数【累計】	1件（H27～R元）	2件
	光通信網利用可能世帯率	54.1%（R元）	100%

(3) 多世代交流拠点における活動の推進

概要	地域おこし協力隊による地域コミュニティの推進と、多様な視点からの地域の魅力の掘り起こし及びSNSによる身近な情報の提供を行います。		
事業	○地域おこし協力隊事業		
	KPI（重要業績評価指標）	基準値（期間）	目標値（R7）
	多世代交流拠点施設の利用者数	897人／年（R元）	1,200人／年

【参考】一般社団法人マッチワークス（R元）

○コミュニティカフェ利用客数 2,039人／年

○野菜等直売所利用客数 360人／年

○自学塾受講生徒数 6人

資料 主要事業一覽

第8期初山別村総合振興計画主要事業一覧

(令和3年度～令和12年度)

第1章 豊かで活力と魅力に満ちたしょさんべつ

施策項目	関連事業名	実施主体	備考
1 農業	中山間地域等直接支払交付金事業	初山別村集体	
	多面的機能支払交付金事業	地域保全隊	
	新規就農総合支援事業	村	
	農業競争力強化農地整備事業	北海道	*
2 林業	豊かな森づくり推進事業	村	
	木育空間化事業	村	
	天塩六線沢線改良事業	村	
	東山第1線保全整備事業	村	
3 水産業	漁業就業者支援事業	村	
	漁業近代化利子補給事業	村	
	水産資源増大対策事業	栽培漁業推進協議会	
4 商工業	商工会振興補助事業	商工会	
	新規起業支援事業	村	
	中小企業預託金事業	村	
	中小企業融資制度利子補給事業	村	
5 観光・交流	岬センター長寿命化改修事業	村	*
	道の駅長寿命化改修事業	村	*
	特産品開発事業	村	

第2章 健やかに生き生きと暮らせるしょさんべつ

施策項目	関連事業名	実施主体	備考
1 子育て支援	放課後児童クラブ設置事業	村	
	子育て世代包括支援センター設置事業	村	
	プレママ健診等助成事業	村	
	ほしっこクラブ事業	村	
	家庭的保育所等地域給付費支援事業	村	
2 保健・医療	総合健診事業（特定健診、各種がん健診）	村	
	健康教育・健康指導事業	村	
3 高齢者支援	高齢者事業団支援事業	村	
	高齢者生活福祉センター管理運営業務委託事業	村	
	運動教室事業	村	

施策項目	関連事業名	実施主体	備考
	老人クラブ育成事業	村	
	まるごと元気アップ教室事業	村	
	一般介護予防事業	村	
	介護予防把握事業	村	
4 障がい者支援	権利擁護人材育成事業	村	
5 地域福祉	社会福祉協議会運営事業	村	
	ささえ愛ネットワーク構築事業	村	
	新しい介護予防・日常生活支援総合事業	村	
	包括的支援事業	村	
	認知症総合支援事業	村	
	生活支援業務委託事業	村	
6 国民健康保険	特定健診未受診者対策事業	村	

第3章 自然にあふれ快適・安全なしょさんべつ

施策項目	関連事業名	実施主体	備考
2 ごみ処理等環境衛生	羽幌町外2町村衛生施設組合負担金事業	村	*
	ゴミ収集業務委託事業	村	
	し尿収集業務委託事業	村	
	羽幌町公共下水道施設の維持管理費負担金事業	村	*
3 上・下水道	農業集落排水事業	村	
	個別排水処理施設設置事業	村	
	水道施設台帳作成事業	村	
	アセットマネジメント（資産管理）策定事業	村	
	公営企業会計適用化移行事業	村	
4 公園・緑地	みさき台公園等維持管理委託業務	村	
	公園等維持管理委託業務	村	
5 消防・防災	役場庁舎耐震化改修事業	村	*
	第2分団機械器具置場改修事業	北留萌消防組合	
	水槽付消防ポンプ自動車整備事業	北留萌消防組合	*
	指令広報車整備事業	北留萌消防組合	
	第3分団小型動力ポンプ付積載車整備事業	北留萌消防組合	*
	消防団防火衣整備事業	北留萌消防組合	
	自主防災組織支援事業	村	

第4章 明日への基盤が整う住みやすいしょさんべつ

施策項目	関連事業名	実施主体	備考
1 住宅、定住・移住	公営住宅等長寿命化改修事業	村	*
	住宅整備資金貸付事業	村	
	定住促進住環境整備助成事業	村	
	地域おこし協力隊起業支援事業	村	
2 道路・公共交通	初山別5条線道路排水改修事業	村	*
	初山別通学線歩道整備事業	村	*
	モセタキナイ南線道路改良事業	村	
	橋梁長寿命化修繕計画事業	村	*
	生活交通路線等維持費補助事業	村	*
	地域公共交通対策事業	村	*
	ロータリー除雪車購入事業	村	*
	除雪ドーザー購入事業	村	*
3 情報化・技術革新	高度無線環境整備推進事業	東日本電信電話(株)	*
	テレビ共同受信施設改修事業	テレビ組合	*

第5章 未来を担う人と文化を育むしょさんべつ

施策項目	関連事業名	実施主体	備考
1 学校教育	A L T派遣事業	村	
	スクールバス導入事業	村	*
	I C T教育環境整備事業	村	
	特別教育支援員配置事業	村	
2 社会教育	社会教育活動運営事業	村	
	自然交流センター整備事業	村	*
	社会体育施設整備事業	村	
	天文台運営事業	村	*
	生涯学習施設改修事業	村	*

第6章 みんなで力をあわせてつくるしょさんべつ

施策項目	関連事業名	実施主体	備考
4 行財政運営	公共施設等総合管理計画更新事業	村	
	留萌地域共同総合行政システム利用料負担事業	広域連合	

(注1) *印はR3～R7村過疎地域自立促進市町村計画記載事業



初山別村イメージキャラクター
「しょさまる」

第8期 初山別村総合振興計画

発行	北海道初山別村
発行日	令和3年4月
企画・編集	初山別村企画振興室
	〒078-4492
	北海道苫前郡初山別村字初山別 96 番地 1
	TEL0164-67-2211